

第4期土佐町障害者計画  
第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画

令和6年3月

土佐町



# 目次

第1章 計画策定の基本的考え方 .....	1
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 障害者福祉をめぐる国等の動き .....	2
3. 計画の性格・位置づけ .....	3
4. 計画期間 .....	5
5. 計画の策定体制 .....	6
6. 本計画とSDGsの関連 .....	6
第2章 障害のある人を取り巻く現況と課題 .....	8
1. 障害のある人の動向 .....	8
2. 障害福祉サービスの利用状況 .....	13
3. 障害者アンケート調査の概要と結果 .....	16
第3章 計画の基本的方向 .....	21
1. 計画の基本理念 .....	21
2. 基本目標 .....	22
3. 施策の体系 .....	23
第4章 施策の展開 .....	24
基本目標1 支え合う地域福祉活動の充実 .....	24
基本目標2 自立と社会参加を支援する環境の充実 .....	26
基本目標3 地域生活を支える体制の充実 .....	33
基本目標4 安全な生活環境の整備 .....	38
第5章 成果目標と活動指標 .....	40
1. 成果目標と活動指標の設定について .....	40
2. 令和8年度に向けた成果目標の設定 .....	41
3. 障害福祉サービスの必要な量の見込み及び確保方策 .....	48
4. 地域生活支援事業の見込み及び確保方策 .....	53
5. 障害児支援の見込み及び確保方策 .....	58
第4章 計画の推進 .....	61
1. 計画の周知 .....	61
2. 計画の推進体制の確立 .....	61
3. 計画の進捗状況と検証の公表 .....	61
資料編 .....	63
1. 策定経過 .....	63
2. 委員名簿 .....	63
3. 中央東圏域サービス基盤整備計画 .....	64



# 第1章 計画策定の基本的考え方

## 1. 計画策定の背景

誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「共生社会<sup>※1</sup>」の実現は、町民みんなの願いです。

国の障害者施策は、平成 25(2013)年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」において、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることが基本理念に掲げられるなど、大きな転換点を迎えました。

また、平成 30(2018)年4月より施行された「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実などが規定されました。

その後、令和3(2021)年6月に公布された障害者差別解消法の改正では、障害を理由とする差別の解消を図るため、事業者に対する合理的配慮の義務付けや、行政機関相互間の連携の強化等が示されました。また、令和4(2022)年5月に公布された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることが示されました。

このほか、平成 27(2015)年には、国連で「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されたことから、日本全体として「SDGsの理念の共有」に関心が高まっています。これを受け、令和5(2023)年に策定された「第5次障害者基本計画」では、「SDGsの理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会」を実現すべき社会として示されています。

このような動きがある中、本町では平成 30(2018)年に、土佐町第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を策定し、障害福祉に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。また、令和2(2020)年度に本町は、「SDGs 未来都市」に選出されるなど、“誰ひとり取り残されない持続可能なまちづくり”についても取組を進めているところです。

一方で、この間には「新型コロナウイルス感染症」の拡大や、福祉人材の不足、物価高の進行など、新たな課題も山積する中、障害のある人を取り巻く環境はますます複雑化しており、一人ひとりの障害福祉に関するニーズも多岐にわたっています。

これらのことを踏まえ、「共生社会の実現」と「持続可能なまちづくり」を念頭に置き、障害福祉に関する取組を進めるための指針となる計画として、「第4期土佐町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

※1 共生社会:障害の有無や年齢、性別等にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる社会をいう。

## 2. 障害者福祉をめぐる国等の動き

### ■近年の障害福祉に関する主な動向

年度	動 向
平成 25 年	◇障害者総合支援法の施行 “共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保、地域社会における共生及び社会的障壁の除去”が明記されました。
	◇障害者優先調達推進法の施行 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることが明記されました。
	◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行 成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講ずることを目的としていることが明記されました。
平成 28 年	◇障害者差別解消法の施行 障害者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられました。
	◇障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行 障害者に対する差別の禁止、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置（合理的配慮）などが定められました。
	◇成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 成年後見制度が十分に利用されていないため、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としました。
平成 30 年	◇障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 「生活」と「就労」に対する支援の充実や高齢障害者による介護保険サービスの利用を促進するとともに、障害児通所・入所支援などについて計画的に確保するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられることとなりました。
令和 元年	◇読書バリアフリー法の施行 視覚障害者等の読書環境の整備・推進に関する施策が示されました。
令和 3 年	◇障害者雇用促進法の改正 障害者の雇用の安定を図るため、民間企業の法定雇用率が2.3%へ引き上げられ、対象となる事業主の範囲が従業員43.5人以上に広がりました。
	◇医療的ケア児支援法の施行 国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことが明記されました。
令和 4 年	◇障害者総合支援法の改正 障害者等の地域生活の支援体制の充実や、障害者の就労支援の強化などについて明記されました

年度	動 向
令和 4年	◇障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項が定められました。
令和 5年	◇第5次障害者基本計画の策定 新型コロナウイルスに代表される感染症や地震・台風等の非常時の対応や「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」（SDGs）の実現について求められることが明記されました。

### 3. 計画の性格・位置づけ

#### (1) 計画における「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」

「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障害者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の必要量や提供体制確保等について定める

#### (2) 「障害者」の定義について

障害者基本法第二条において、障害のある人を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

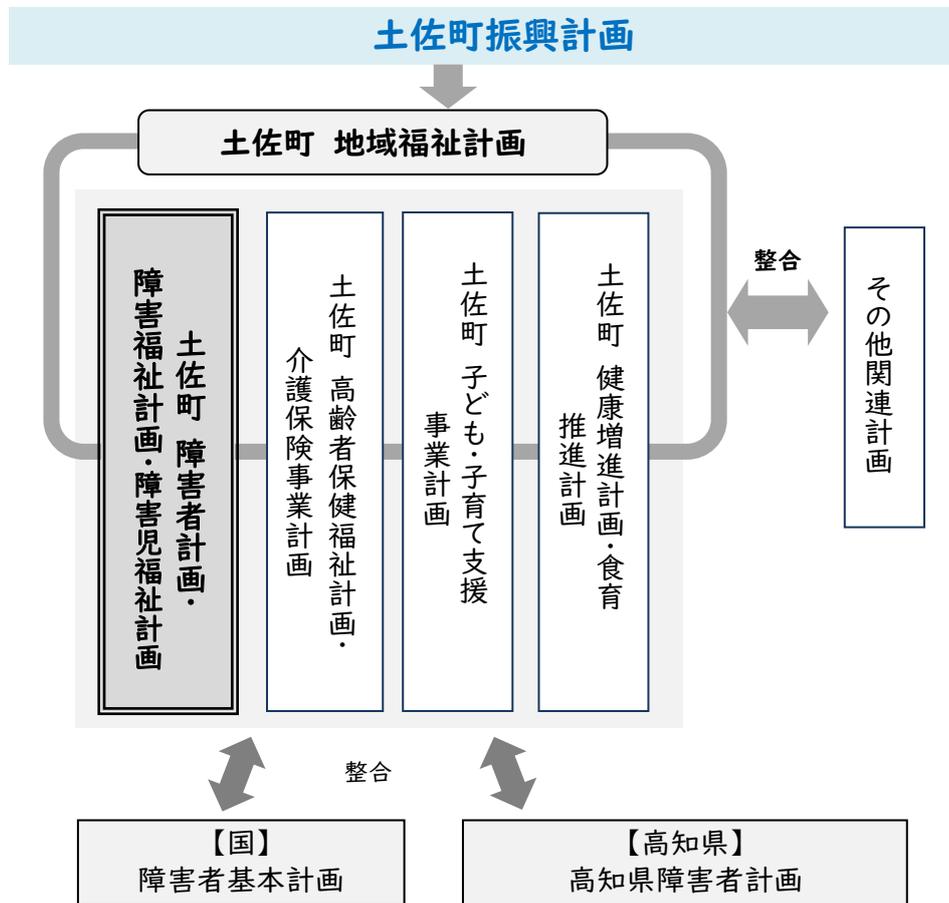
この計画は、法の趣旨に沿って計画の対象者について、障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある、土佐町内の障害のある人すべてとします。

※1 社会的障壁:障害がある者にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

対象となる人の例	関連法	定義・内容 等
身体障害者	身体障害者福祉法	この法律において、「身体障害者」は、「身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」としている。
知的障害者	知的障害者福祉法	厚生労働省は「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。 （知的障害者の定義は、明確に条文化されていません）
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	この法律で「精神障害者」は、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」としている。
障害児	児童福祉法	この法律で、「障害児」は、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童、または治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」としている。
発達障害者	発達障害者支援法	この法律で、「発達障害者」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」としている。
難病患者	障害者総合支援法	この法律において、「難病等の範囲」は、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。 対象疾患は令和3（2021）年11月より366疾患であり、令和6（2024）年4月より、369疾患に拡大することが予定されている。

### (3) 他の計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画」及び高知県の「高知県障害者計画」を踏まえるとともに、本町の上位計画である「土佐町振興計画」及び他の福祉計画との整合を図っていきます。



### 4. 計画期間

第4期障害者計画は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。また、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、令和8（2026）年度に見直しを行います。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第4期障害者計画					
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画			見直し	第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画	

## 5. 計画の策定体制

本計画の策定は、アンケート調査の実施のほか、「土佐町 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 策定委員会」の設置など、町民や関係者の参画により策定しています。

### 【アンケート調査の実施】

障害福祉に関するニーズなどを把握し、計画策定の基礎資料とするため「アンケート調査」を実施し、障害のある人の現状について把握しました。

### 【土佐町障害者計画策定委員会の設置】

本計画の策定にあたり、保健・医療・福祉の関係者などを委員とする「土佐町障害者計画策定委員会」を設置し、施策に関する検討と計画に対する意見や要望の集約を図りながら検討を行いました。

## 6. 本計画とSDGsの関連

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された、令和 12(2030)年をゴールとする国際目標です。

「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、障害福祉に関する目標としては「不平等」(差別解消)や「教育」(インクルーシブ教育)、「経済成長と雇用」(障害者の雇用)等が挙げられています。

土佐町においても、SDGsの理念を共有し、「持続可能なまちづくり」に取り組んでいることから、次の7つを本計画に関連する目標(ゴール)とします。

## ～本計画が目指す SDGsゴール～

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p><b>ゴール1 貧困をなくそう</b> 【目標】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>ゴール3 すべての人に健康と福祉を</b> 【目標】あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>ゴール4 質の高い教育をみんなに</b> 【目標】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p><b>ゴール8 働きがいも経済成長も</b> 【目標】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>ゴール10 人や国の不平等をなくそう</b> 【目標】各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>ゴール11 住み続けられるまちづくりを</b> 【目標】包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>ゴール16 平和と公正をすべての人に</b> 【目標】平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。</p>

## ～SDGs17のゴール～

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

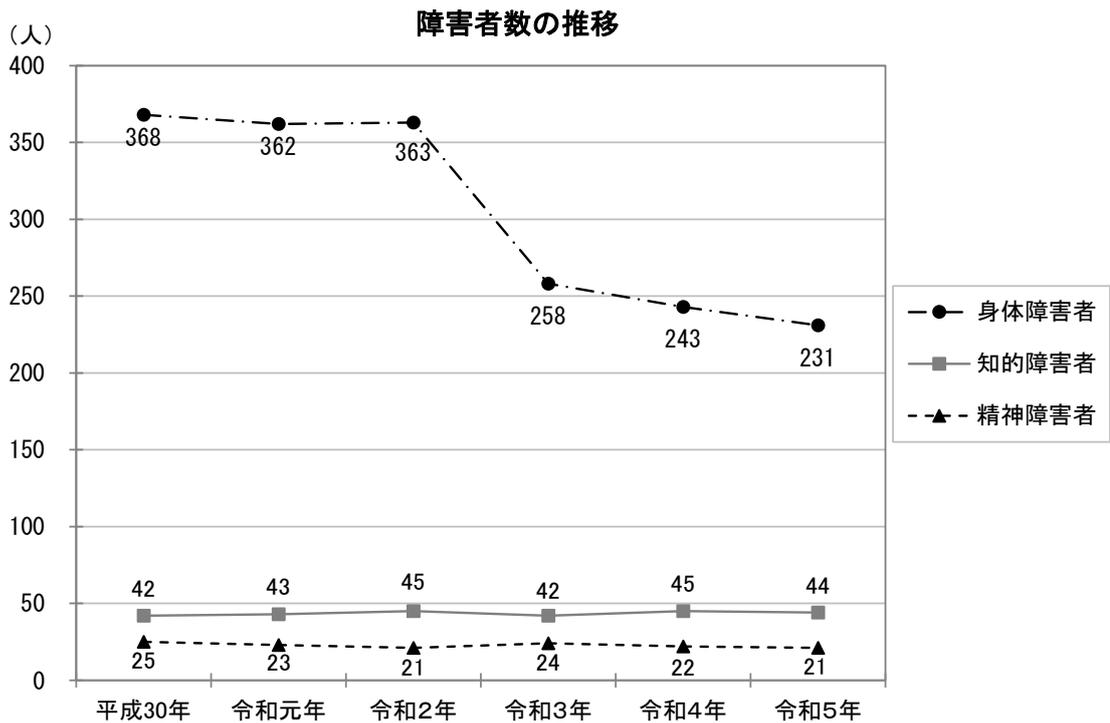


## 第2章 障害のある人を取り巻く現況と課題

### 1. 障害のある人の動向

#### (1) 障害者数の推移

土佐町における障害者数(各障害者手帳所持者数)は、令和5(2023)年3月31日現在で身体障害者が231人、知的障害者が44人、精神障害者が21人となっています。



※令和3年以降は各年3月31日時点の在住者・住登外者のみ計上

資料：各手帳所持者実数値（各年3月31日時点）

#### 【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に定める身体障害者の証明書であり、その更生を援助し、福祉を増進するためのもの。視覚・聴覚・平衡感覚・音声・言語・そしゃく機能・手足(肢体)・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能に一定以上の永続する障害のある方に、身体障害者であることを証する手帳。障害の程度により1級から6級までの区分がある。

#### 【療育手帳】

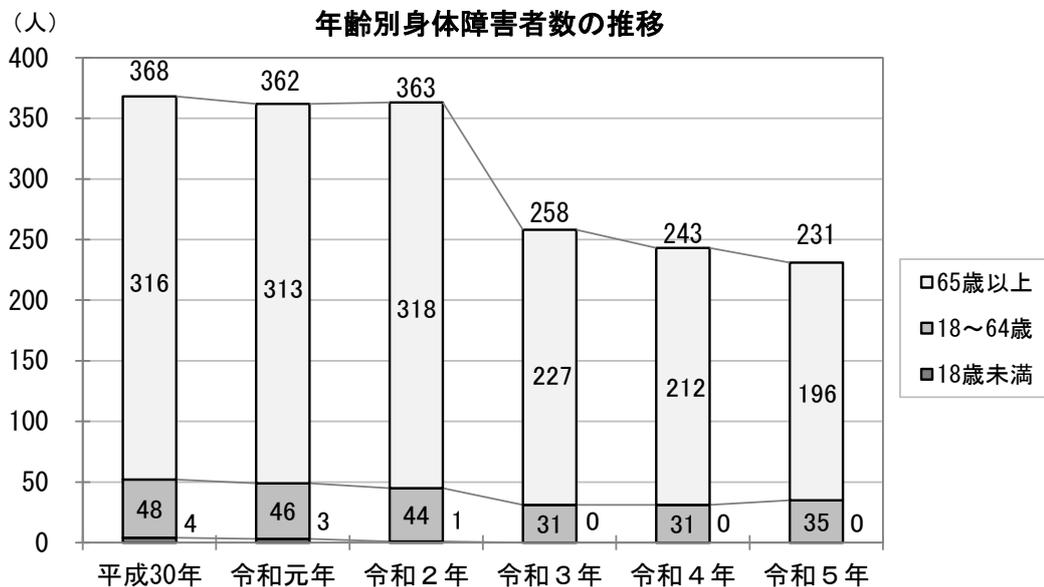
知的障害者に都道府県知事(政令指定都市にあってはその長)が発行する障害者手帳である。「療育手帳制度の実施について」に基づき各都道府県知事(政令指定都市の長)が知的障害と判定した者に発行している。

#### 【精神障害者保健福祉手帳】

精神保健福祉法に基づき精神障害の状態にあることを証明するもので、精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加を促進するための手帳。障害の程度により1級から3級までの区分がある。

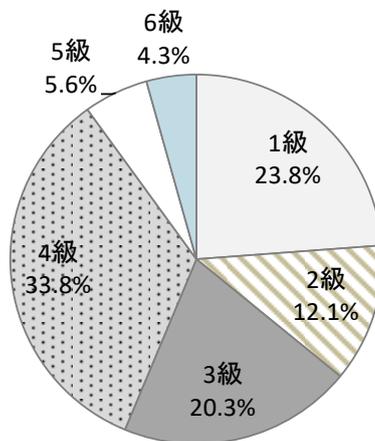
## (2) 身体障害者の状況

平成30(2018)年からの身体障害者の推移をみると、「65歳以上」については減少がみられたものの、「18～64歳」は横ばいで推移しています。



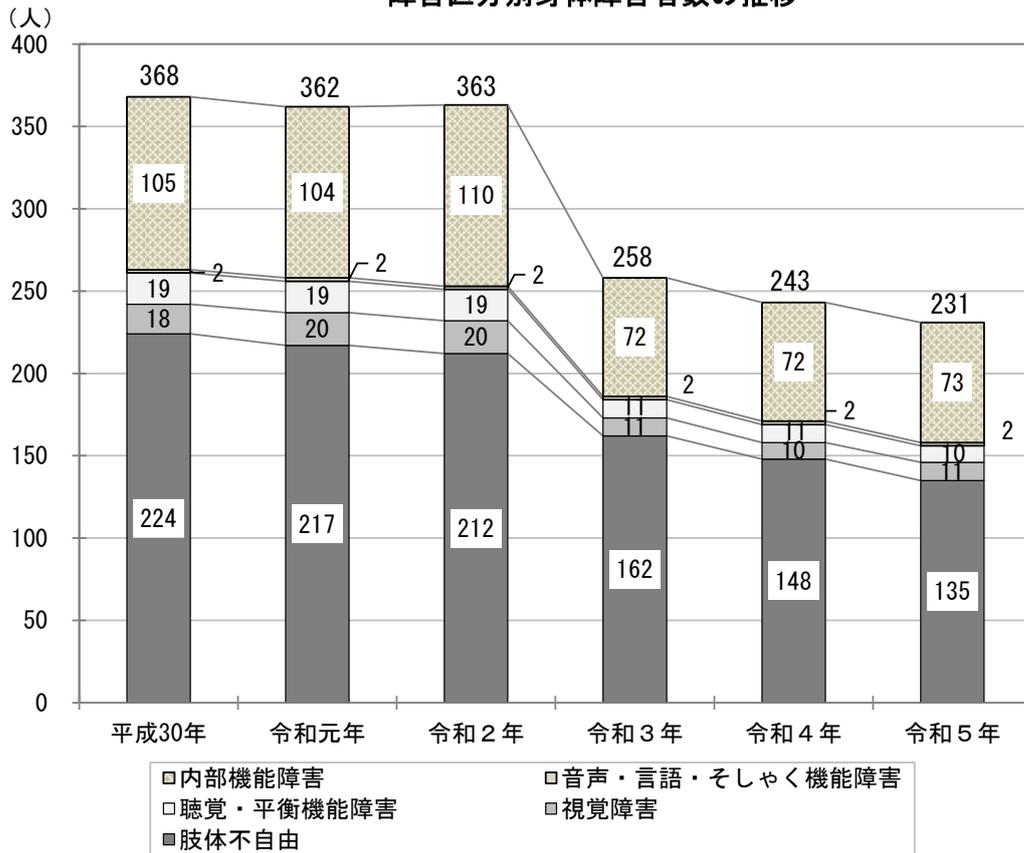
資料：各手帳所持者実数値（各年3月31日時点）

### 令和5年の等級別身体障害者数



資料：身体障害者手帳所持者実数値（令和5年3月31日時点）

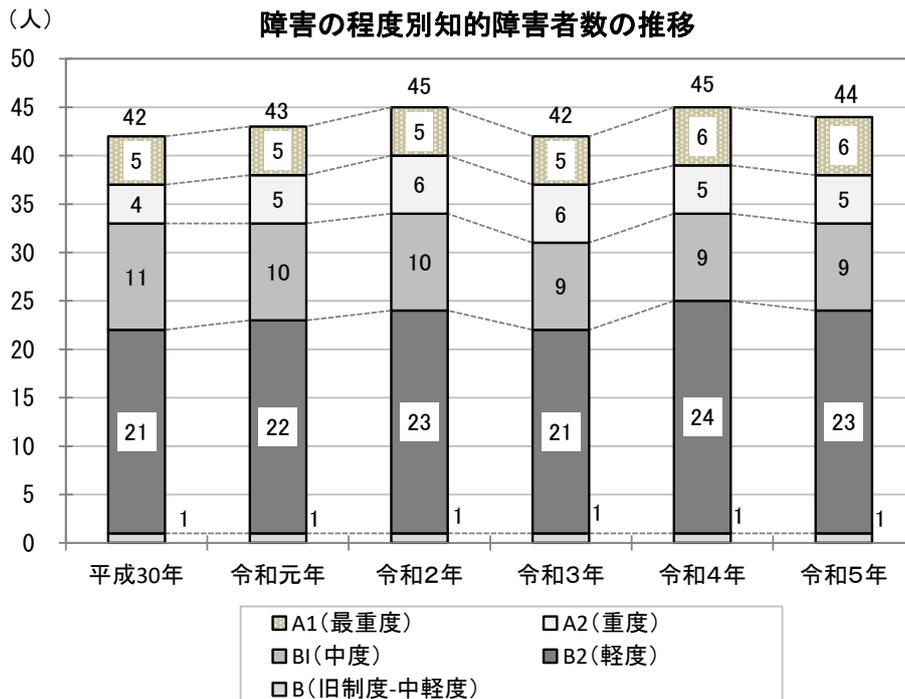
障害区分別身体障害者数の推移



資料：各手帳所持者実数値（各年3月31日時点）

### (3) 知的障害者の状況

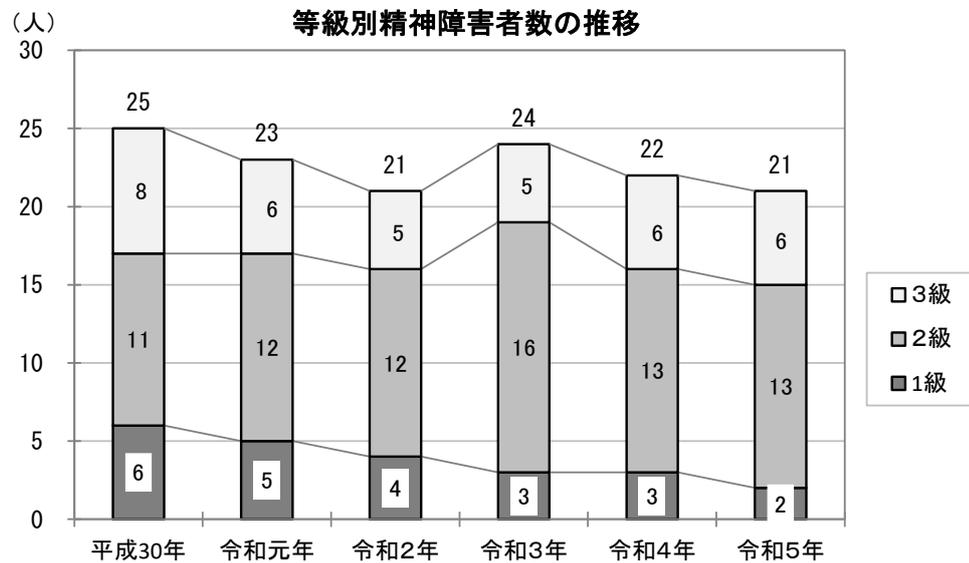
平成30(2018)年からの知的障害者の推移をみると、横ばいまたは微増で推移しており、令和5(2023)年は44人となっています。



資料：各手帳所持者実数値（各年3月31日時点）

#### (4) 精神障害者の状況

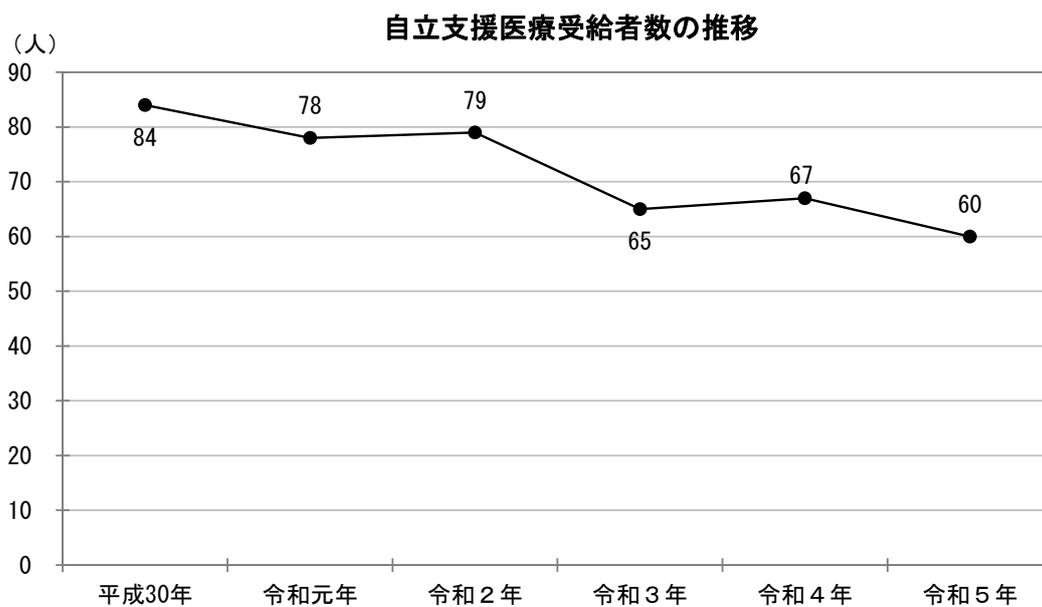
平成 30(2018)年からの精神障害者の推移をみると、増減をくり返し推移し、令和5(2023)年には 21 人となっています。



資料：各手帳所持者実数値（各年 3 月 31 日時点）

#### (5) 自立支援医療受給者の推移

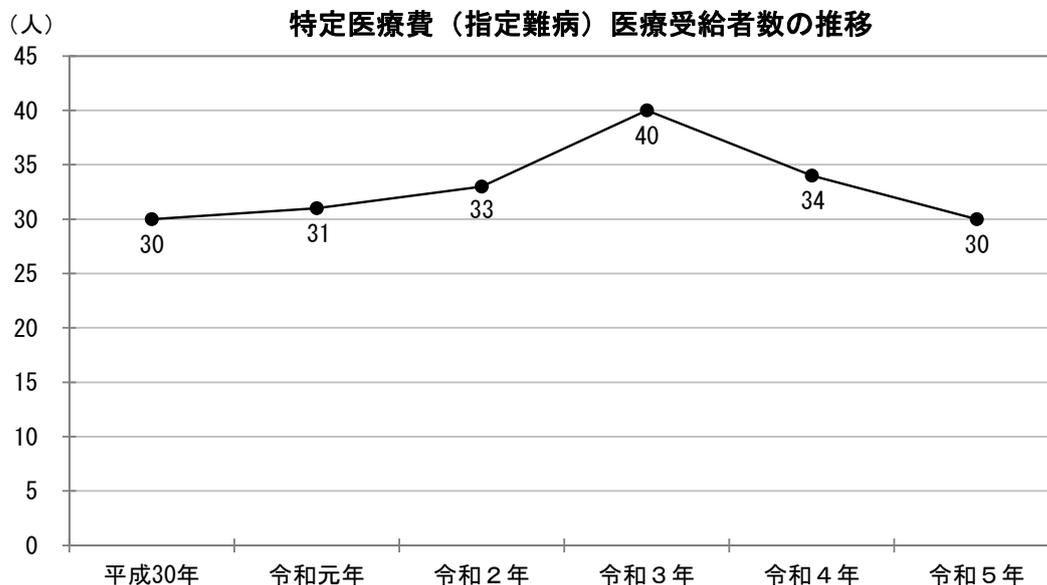
平成 30(2018)年からの自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、減少の傾向で推移し、令和5(2023)年には 60 人となっています。



資料：各受給者証所持者実数値（各年 3 月 31 日時点）

## (6) 特定医療費（指定難病）医療受給者数の推移

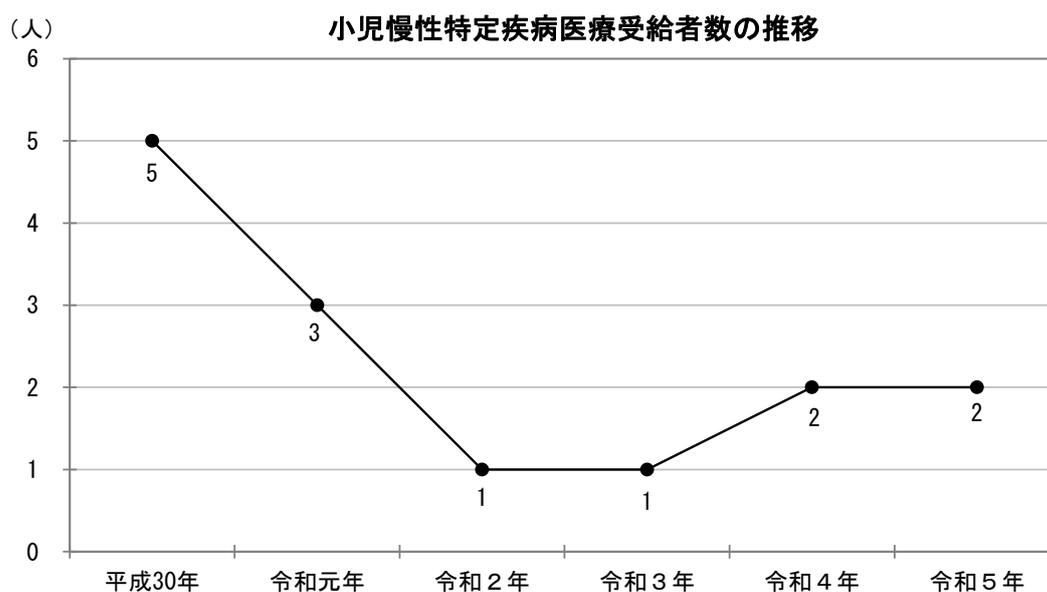
平成 30（2018）年からの特定医療費（指定難病）医療受給者数の推移をみると、令和3（2021）年までは増加傾向にあったものの、その後は減少に転じ、令和5（2023）年には30人となっています。



資料：各受給者証所持者実数値（各年3月31日時点）

## (7) 小児慢性特定疾病医療受給者数の推移

平成 30（2018）年からの小児慢性特定疾病医療受給者数の推移をみると、令和2（2020）年までは減少が続いたものの、その後は横ばい、または増加となり、令和5（2023）年には2人となっています。



資料：各受給者証所持者実数値（各年3月31日時点）

## 2. 障害福祉サービスの利用状況

### (1) 指定障害福祉サービスの状況

指定障害福祉サービスの必要量の計画値と実績値は以下のとおりです。

		単位	計画値			実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護	時間/月	29	29	29	21	23	36
	重度訪問介護							
	行動援護							
	同行援護 重度障害者等包括支援	人/月	5	5	5	3	3	4
日中活動系	生活介護	人日/月	175	175	175	170	137	135
		人/月	8	8	8	10	6	7
	自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	0	0	0	22
		人/月	0	0	0	0	0	1
	自立訓練(生活訓練)	人日/月	22	0	0	0	0	0
		人/月	1	0	0	0	0	0
	就労移行支援	人日/月	0	5	5	0	0	0
		人/月	0	1	1	0	0	0
	就労継続支援(A型)	人日/月	22	22	22	23	23	23
		人/月	1	1	1	1	1	1
	就労継続支援(B型)	人日/月	366	381	396	335	332	330
		人/月	21	22	23	20	19	19
	就労定着支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	療育介護	人/月	1	1	1	1	1	1
	短期入所	人日/月	10	10	10	0	0	8
		人/月	2	2	2	0	0	2
居住系	自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	人/月	18	19	19	16	18	17
	施設入所支援	人/月	6	5	5	6	4	5
相談支援	計画相談支援	人/月	17	18	19	15	13	13
	地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

## (2) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業の必要量の計画値と実績値は以下のとおりです。

	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>【必須事業】</b>							
①理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
②自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
<b>③相談支援事業</b>							
<b>①相談支援事業</b>							
ア 障害者相談支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
イ 地域自立支援協議会	設置有無	有	有	有	有	有	有
<b>②相談支援機能強化事業</b>							
	実施有無	無	無	無	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
<b>⑥意思疎通支援事業</b>							
①手話通訳者派遣事業	利用者数	人/年	0	0	0	0	0
②要約筆記派遣事業	回数	回/年	1	1	1	0	0
<b>⑦日常生活用具費給付事業</b>							
①介護訓練支援用具	件/年	1	1	1	1	0	0
②自立生活支援用具	件/年	2	2	2	1	1	1
③在宅療養等支援用具	件/年	0	0	0	1	0	0
④情報・意志疎通支援用具	件/年	1	1	1	0	1	0
⑤排せつ管理支援用具	件/年	72	72	72	75	54	46
⑥住宅改修費	件/年	1	1	1	1	0	0
⑧手話奉仕員養成研修事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
⑨移動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
⑩地域活動支援センター機能強化事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
<b>【任意事業】</b>							
①日中一時支援事業	人/年	3	3	3	1	1	1
②自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	1	1	1	0	0	0

### (3) 障害児通所支援及び障害児相談支援の推移

障害児通所支援及び障害児相談支援の計画値と実績値は以下のとおりです。

	単位	計画値（各年度1ヵ月分）			実績値（各年度1ヵ月分）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	10	15	15	8	5	5
	人/月	2	3	3	2	1	1
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
保育等訪問支援	人日/月	2	2	2	0	1	1
	人/月	1	1	1	0	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	1	2	2	2	1	1

### 3. 障害者アンケート調査の概要と結果

#### (1) 障害者アンケートの実施概要

本計画を策定するにあたり、障害のある人及びその家族・介護者の生活状況や保健福祉に対する要望等を把握し、町が今後取り組むべき方向性や町に期待されている障害施策等の検討・立案に資するため、障害のある人を対象とするアンケート調査を実施しました。

##### ①調査の種類と対象者

対象者	配布・回収方法	調査の時期
身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳保有の方	郵送	令和5(2023)年 7月10日～31日

##### ②回収結果

配布数	回収数	回収率
275 票	127 票	46.2%

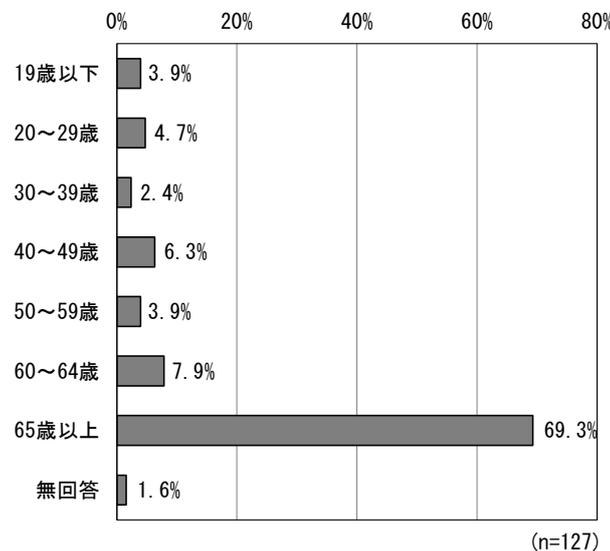
※回収数には白票などを含まない

※転出・死亡・手帳重複等により、3月末現在の実数とは異なる

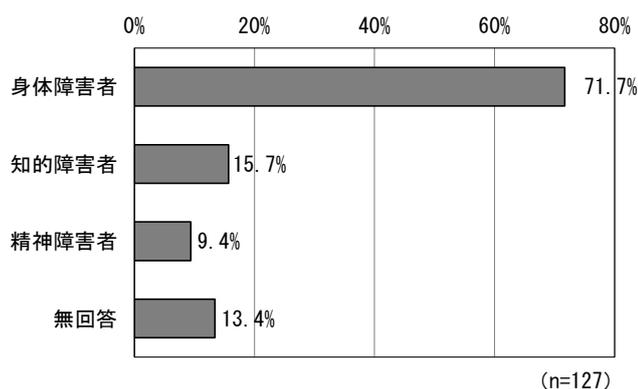
#### (2) 障害者アンケートの調査結果

##### ◇本人のことについて

##### ①回答者の年齢

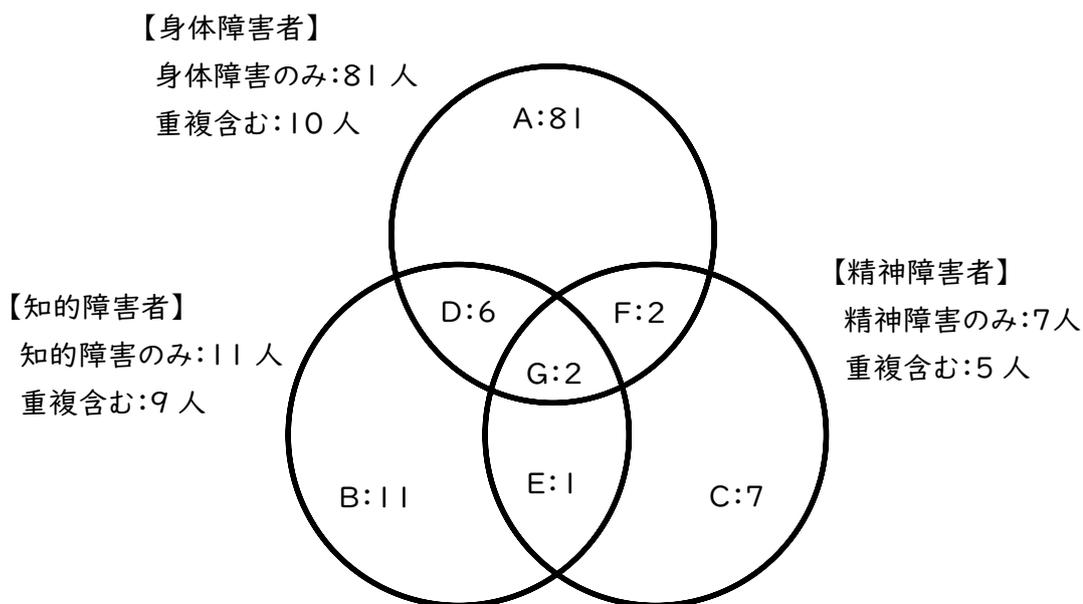


## ②障害の状況（3障害別）



## ③障害の重複

○障害の種類が不明な方を除く123人のうち、身体障害者が91人、知的障害者が20人、精神障害者が12人となっており、このうち11人は重複となっています。

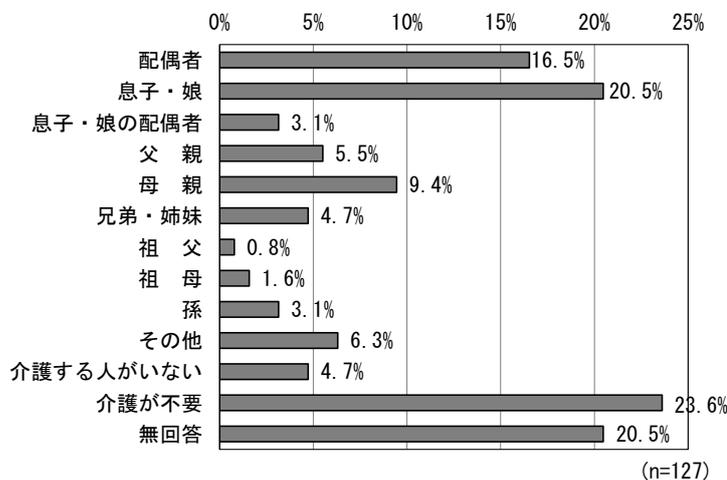


○障害がある人の高齢化が進んでいることから、介護保険事業との連携等による高齢化への対応が必要です。

## ◇介護者のことについて

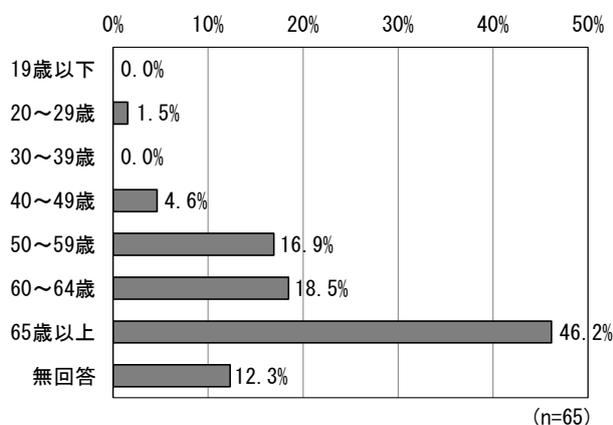
### ①介護する家族について

○「介護が不要」が 23.6%で最も高く、次いで「息子・娘」が 20.5%、「配偶者」が 16.5%の順となっています。



### ②介護する家族の年齢について

○「65歳以上」が 46.2%で最も多く、次いで「60歳～64歳」が 18.5%、「50歳～59歳」が 16.9%となっています。

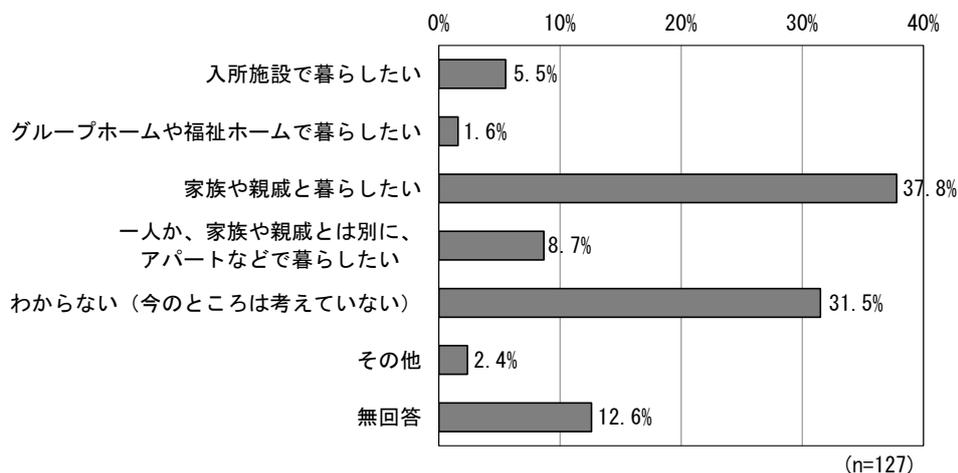


- 「介護する人がいない」といった回答もみられ、地域全体で障害がある人を支える仕組みづくりが求められます。
- 今後も介護者の高齢化が考えられるため、介護する家族の負担減が求められます。

## ◇今後の生活について

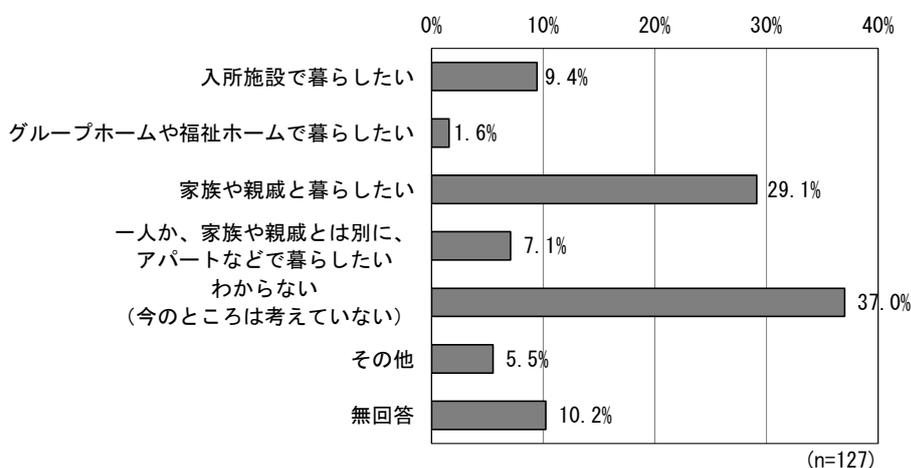
### ①1～3年後に暮らしたい場所

○「家族や親戚と暮らしたい」が37.8%で最も高く、次いで「わからない(今のところは考えていない)」が31.5%、「一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい」が8.7%の順となっています。



### ②終の住処として希望する場所

○「わからない(今のところは考えていない)」が37.0%で最も高く、次いで「家族や親戚と暮らしたい」が29.1%、「入所施設で暮らしたい」が9.4%の順となっています。

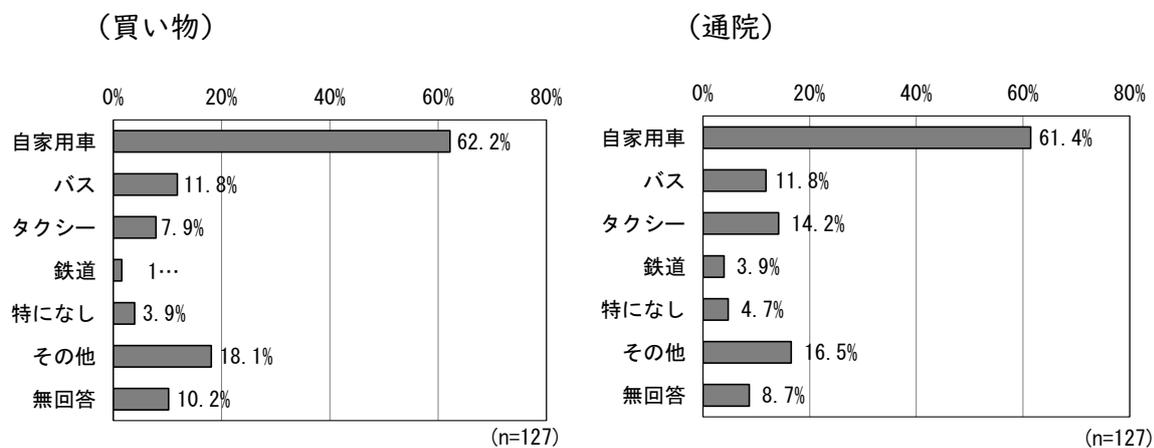


○家族のもとで生活を送りたいという人が多く、障害のある人における地域移行が求められます。

○約3割の人が「家族や親戚と暮らしたい」と回答していることから、家族のもとで生活できる仕組みづくりが求められます。

## ◇移動について

○買い物、通院ともに「自家用車」が最も多く、6割以上の方より移動手段として使用しているとの結果になりました。



○町内の移動について、現状では「自家用車」に頼っていると考えられるため、高齢化による免許返納と、返納後の移動手段の確保が今後の課題となります。

## 第3章 計画の基本的方向

### 1. 計画の基本理念

本町では、障害の有無にかかわらず、みんなで支え合いながら、安心して暮らし続けることができる「共生社会」の実現に向け、様々な障害福祉に関する施策を展開してきました。

また、最近では、SDGs の理念の広がりとともに、「持続可能性」にも着目したまちづくりが求められています。

こうした流れを受け、第8期計画では「障害のある人もない人も「暮らしやすいまち」を目指す」を基本理念に掲げ、誰もが安心して暮らせる地域の実現に向け、取組を進めているところです。

第4期計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）においても、これまでの基本的な理念を継承するとともに、新たなキーワードも加えた上で「共生社会の実現」と「持続可能なまちづくり」を目指した施策を展開します。

#### ◆ 基本理念 ◆

人とのつながりと支え合いにより、  
誰もが安心して暮らし続けられるまち

## 2. 基本目標

基本理念の実現のための基本目標は次の4つを掲げ、障害者施策の展開を図っていきます。

### 基本目標1 支え合う地域福祉活動の充実

共生社会の実現に向けて、障害や障害のある人に対する正しい理解のより一層の促進を図るとともに、町民誰もがともに支え合う地域づくりを進めるために地域福祉活動の活性化を図ります。

### 基本目標2 自立と社会参加を支援する環境の充実

社会的な自立に向けて、障害の特性に応じた保育・教育体制の充実や、就労支援、コミュニケーション支援など、幅広い支援体制を整備します。また、生活の質の向上を図り、生きがいや<sup>いろど</sup>彩りのある充実した生活を実現するため、スポーツ、趣味・文化活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。

### 基本目標3 地域生活を支える体制の充実

自らの選択により、ライフステージに応じて必要なサービスを利用できるよう、一人ひとりのニーズや障害の状況に応じた、保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実を図るとともに、障害がある人の地域生活への円滑な移行の促進や、介護者の負担を軽減するなど、地域で安心して生活できるような支援体制の充実を図ります。

### 基本目標4 安全な生活環境の整備

地域社会の中で健やかに安心して生活を送れるように、必要な情報提供を行い、相談支援体制や、感染症対策、災害・防犯体制の推進など、生活環境の整備を図ります。

### 3. 施策の体系

本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標と、これに基づく推進施策、施策の方向について、次に体系図として示します。

基本理念	基本目標	推進施策	施策の方向
人とのつながりや支え合いにより、誰もが安心して暮らし続けられるまち	基本目標1 支え合う地域福祉活動の充実	1 福祉教育の充実	▶ 1 啓発・広報活動の充実 ▶ 2 福祉教育の充実
		2 地域活動・ボランティア活動の充実	▶ 1 地域活動の活性化 ▶ 2 ボランティア活動の活性化 ▶ 3 マンパワーの充実
	基本目標2 自立と社会参加を支援する環境の充実	1 保育・教育環境の充実	▶ 1 保育園での障害児保育の充実 ▶ 2 学校教育の充実 ▶ 3 教育施設のバリアフリー化 ▶ 4 相談体制の充実
		2 就労支援対策の推進	▶ 1 雇用、就業の促進 ▶ 2 福祉的就労の充実
		3 社会参加の促進	▶ 1 地域活動・社会活動への参加促進 ▶ 2 障害者団体の育成・活動支援 ▶ 3 障害のある人が参加しやすい環境づくり・情報の周知
		4 情報提供・コミュニケーション支援の充実	▶ 1 情報バリアフリーの促進 ▶ 2 コミュニケーション支援の充実
	基本目標3 地域生活を支える体制の充実	1 権利擁護の推進	▶ 1 成年後見制度の利用促進 ▶ 2 日常生活自立支援事業の利用促進 ▶ 3 虐待の防止 ▶ 4 差別の禁止
		2 保健・医療・介護サービスとの連携強化	▶ 1 障害の予防・早期発見体制の充実 ▶ 2 適切な医療・リハビリテーションの充実 ▶ 3 精神保健対策の充実 ▶ 4 必要な保健・医療を受けられる環境づくりの推進
		3 安定した暮らしへの支援	▶ 1 自立支援のためのサービスの充実 ▶ 2 施設サービスの充実 ▶ 3 相談支援体制の充実 ▶ 4 生活安定支援の充実
	基本目標4 安全な生活環境の整備	1 地域安全対策の充実	▶ 1 防災対策の推進 ▶ 2 災害時要配慮者対策の充実 ▶ 3 生活安全対策の推進
		2 暮らしやすい生活環境の推進	▶ 1 住まいづくり・まちづくりの推進 ▶ 2 移動・交通対策の推進

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 支え合う地域福祉活動の充実

#### 1 福祉教育の充実

##### ○現状と課題

あったかハートふれあい大会・土佐町社会福祉大会などへの参加の呼びかけを行い、参加者増に努めていますが、地域住民全体の参加者をどのように増やしていくかが課題です。

「障害者週間」「人権週間」「障害者雇用支援月間」「精神保健福祉普及運動」については、周知を行っているものの、認知度はまだ低いことから、引き続き周知活動を行う必要があります。

福祉教育の充実では、社会福祉協議会や教育委員会と連携して、児童・生徒の人権意識と福祉意識の向上のために、車いす体験や、高齢者の疑似体験、障害のある人等を招いての講演会を開催しています。

アンケート調査では、障害のある人が住み慣れた地域で暮らすには、様々な支援はもちろんのこと、障害に対する地域住民の理解を深めることが必要といった課題がありました。

町民と障害のある人が相互に理解を深め、共に支え合う共生社会を実現するためには、地域住民が障害に対する理解を深めるための啓発・広報の充実や、幼い頃からの福祉教育が重要です。

#### - 施策の方向性 -

- ・すべての町民が障害のある人や障害に対する理解を深め、障害の有無に関わらず互いを尊重し、思いやりの心をはぐくみ、共に支え合う共生社会の実現に向けて取り組みます。

##### ○施策の展開

1	<b>啓発・広報活動の充実</b> 「広報とさちょう」や町ホームページの積極的な活用を図り、共生社会の基盤となる障害や障害のある人への正しい理解の一層の促進に努めます。 また、「障害者週間」「人権週間」「障害者雇用支援月間」「精神保健福祉普及運動」における各種行事、地区会、あったかハートふれあい大会、土佐町社会福祉大会などの参加者の拡大に努め、すべての住民の人権と障害に対する理解と認識を深めます。
	<b>福祉教育の充実</b> 児童・生徒の人権意識と福祉意識の向上のために、幼児期から小・中・高等学校までの一貫した福祉教育を進め、ボランティア体験や介護体験等の体験学習の機会を充実させます。 また、人権啓発講演会の開催を通じて保護者世代や成人、高齢者が障害への理解・認識を深める機会をつくります。 さらに、幅広い年代の町民が、心のバリアフリーについて体験を通じて考えたり、情報を得られるよう、生涯学習の場や各地区の地域活動などの活用を図ります。

## 2 地域活動・ボランティア活動の充実

### ○現状と課題

ボランティア活動は活発に行われており、行事等への参加も積極的である一方、人々の価値観の変化によってボランティア人材の確保・育成が困難になっており、ボランティア人材の高齢化が課題となっています。

また、人口減少と高齢化の進展により、地域活動の維持が困難になっている地区もあり、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域活動やボランティア活動は不可欠です。今後も地域住民の力や地域の資源を活用して地域活動・ボランティア活動の充実を図る必要があります。

#### - 施策の方向性 -

- ・ 障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「思いやりと助け合い」の心を持って自主的に取り組む地域福祉活動を活性化させます。
- ・ 町民が主体的に取り組むボランティア活動の活性化に向けて、土佐町社会福祉協議会が行う福祉教育やボランティア人材の育成を支援します。
- ・ 障害のある人の地域生活への移行を支援するため、専門的知識を有した人材の確保と関係職員等の資質の向上に努めます。

### ○施策の展開

1	<b>地域活動の活性化</b> 障害のある人が気軽に集える場所や相談できる人の確保など、安心して暮らせる地域づくりのための様々な活動に住民の積極的な参加を促し、地域福祉計画との連携を図りながら地域活動の活性化を図ります。
2	<b>ボランティア活動の活性化</b> ボランティア活動の活性化を図るため、町民に対し、活動のきっかけづくりとなる場と機会を提供し、身近な地域での障害のある人とのふれあいや、支え合い活動へのボランティア参加を促進します。 また、各地区のボランティアによる福祉活動や、団体運営に関する支援を充実させます。
3	<b>マンパワーの充実</b> 年々多様化、高度化する障害がある人のニーズに応えるため、各分野での人材の確保と資質の向上、連携の強化に取り組みます。 また、新たな課題に対応できる専門的知識や技能習得、障害のある人に配慮した適切な接遇方法など、職員研修の充実に努めます。

## 基本目標2 自立と社会参加を支援する環境の充実

### Ⅰ 保育・教育環境の充実

#### ○現状と課題

保育所及び学校では、障害のある子どもに対して必要な加配保育士・教員を配置し、一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな保育・教育を実践できるよう取り組んでいるほか、障害のある子どもの就学にあたっては、教育支援委員会において保育所・学校・教育委員会・健康福祉課等が連携し、本人・保護者の意見を最大限に尊重しながら就学相談に対して助言を行っています。

その他、乳幼児健診には保育士も参加し、臨床心理士から助言を受け、発達障害が疑われる子どもの支援方法や保護者への関わり方について学ぶ研修の場としています。

アンケート調査のうち、保育所や学校に通っている障害児を対象とした設問では、「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」、「夏休みなどの長期休暇中の支援」等について求める声がありました。

関係機関の連携を強化し、障害のある子どもへの支援だけでなく、相談体制や情報提供の方法など、保護者への支援のあり方も検討する必要があります。

#### - 施策の方向性 -

- ・発達障害を含めた障害のある子ども一人ひとりが、生き生きと個性を発揮しながら自らの可能性を伸ばし、将来にわたって自立した生活を送ることができるよう力をはぐくむ必要があります。
- ・このため、専門機関との連携を進めるとともに、乳幼児期から学校卒業まで一貫して療育や教育をサポートできる相談支援体制の充実に努めます。
- ・また、保育所において発達障害を含めた障害のある子どもの受け入れ体制を整備し、学校においては、一人ひとりの障害の状態や特性、教育的ニーズに応じて適切な教育を行う特別支援教育の充実に努めます。

## ○施策の展開

1	<b>保育所での障害児保育の充実</b> 保育士の技能研鑽と必要な保育士の配置を継続するとともに、親支援の充実を図り、保育士等支援者と保護者との連携を一層強めながら、障害のある子どもにとって、より適切な保育環境の充実に取り組みます。
2	<b>学校教育の充実</b> 障害の状態や発達段階に応じた指導体制の整備や、専門性のある人材の確保等により、児童・生徒それぞれの障害の状態に応じた適切な学校教育を充実させます。 発達障害を含めた障害のある児童・生徒の実態把握及び支援のあり方等について検討を行い、支援体制の充実に努めます。
3	<b>教育施設のバリアフリー化</b> 障害のある子どもが安全で安心な学校生活を過ごせるよう、施設・設備の整備を実施していきます。
4	<b>相談体制の充実</b> 関係諸機関との連携により、就学にあたっての障害児本人や保護者の要望、学習環境や科目における悩み、将来の進路など、幼児期から学齢期における就学や学習における相談体制の充実を図ります。 また、保健・福祉・教育など、様々な分野の関係者が連携をとりながら、子どもとその家族を支援することができる、継続的な相談体制の強化を図ります。

## 2 就労支援対策の推進

### ○現状と課題

令和5(2023)年度において、本町にある就労継続支援B型事業所「れいほくの里どんぐり」には、本町から8名が通所しています。また、大豊町にある就労継続支援B型事業所「ワークセンターファースト」には、本町から2名が通所しています。

アンケート調査のうち、保育所や学校に通っている障害児(保護者)を対象とした設問では、「就労に関すること」「収入や生計、財産の管理のこと」に関する不安の声がありました。そのため、障害のある人の就労に関する情報提供の充実や、就労後も支援できる体制を整えることが必要です。

#### - 施策の方向性 -

- ・働くことは収入を得ることに加え、仕事を通じて社会との関わりを持ち、生きがいにもつながることから、障害のある人の働く意欲を尊重し、企業等への就労に向け雇用情報を積極的に提供するとともに、就労した障害のある人が安心して仕事を継続できるよう各種支援を行います。

### ○施策の展開

	<b>雇用、就業の促進</b>
1	<p>障害者就業・生活支援センター等、障害のある人の就労を支援する各機関と連携しながら、就労相談会の開催など、障害のある人の就労相談支援を行います。</p> <p>また、障害のある人をめぐる厳しい雇用環境を踏まえながら、企業や農業者等との連携をより一層進め、積極的な雇用情報の提供等、就労支援に努めます。</p>
	<b>福祉的就労の充実</b>
2	<p>障害のある人の就労支援は一般就労への支援だけでなく、福祉的就労のもと、生きがいややりがいなど自己実現を図っていくことが可能な支援体制の整備も必要です。</p> <p>そのため、一般就労が困難な障害のある人が多様な働き方を選択できるよう、土佐町内において就労機会や就労訓練の機会を提供する福祉的就労の場の充実に努めます。</p> <p>また、れいほく地区障害者自立支援協議会(次ページ参照)において、広域での就労支援への取り組みも進めていきます。</p>

# れいほく地区障害者自立支援協議会について

## 1 地域自立支援協議会の位置づけ

障害者総合支援法第77条第1項では、市町村が実施する相談支援事業について定められていますが、その中で相談支援事業として実施すべき便宜の供与については、障害者自立支援法施行規則において「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が規定されています。

また、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、相談支援体制の構築を図るとともに、事業の効果的な運営のために「地域自立支援協議会」の設置が求められていることから、これらが地域自立支援協議会の設置根拠となっています。

## 2 れいほく地区障害者自立支援協議会の目的

大豊町、本山町、土佐町及び大川村において、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、れいほく地区障害者自立支援協議会を設置し、嶺北地域における障害のある人の自立生活を支援することを目的としています。

## 3 れいほく地区障害者自立支援協議会の役割

- ①福祉サービス利用に関する相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- ②障害のある人の支援に係る困難事例への対応の在り方に関すること。
- ③地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- ④障害のある人の就労促進に関すること。
- ⑤障害福祉計画等の各種施策等の研究・検証に関すること。
- ⑥地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- ⑦障害のある人の地域生活にかかる住民の理解促進に関すること。
- ⑧その他、目的を達成するために必要なこと。

## 4 れいほく地区障害者自立支援協議会の組織

各町村の保健福祉主管課及び次に掲げる関係機関の範囲内により組織します。

- ①障害福祉サービス提供事業者及び相談支援事業所
- ②医療関係機関
- ③障害者、家族、ボランティア等の関係団体
- ④福祉保健所及び県関係機関
- ⑤特別支援学校及び教育関係機関
- ⑥公共職業安定所等就労支援機関
- ⑦社会福祉協議会
- ⑧保健福祉主管課を除く行政関係機関
- ⑨その他必要と認める者

# れいほく地区障害者自立支援協議会

全大会：重要な事項・課題について協議し、対応を決定する

〈構成団体〉関係機関及び団体代表者

## 部会調整会

- ・各町村障害担当と保健師
- ・中央東福祉保健所

## 事務局

- ・部会調整会事務局・会計
- ※事務局は各町村部会が年ごとに担当

## 専門部会

### 相談支援部会

- ・部会調整会
- ・関係機関の実務担当者

### 就労支援部会

- ・部会調整会
- ・関係機関の実務担当者

## 土佐町部会

(土佐町障害者自立支援協議会)

## 大豊町部会

(大豊町障害者自立支援協議会)

## 本山町部会

(本山町障害者自立支援協議会)

## 大川村部会

(大川村障害者自立支援協議会)

## 監査 (会計監査)

### 3 社会参加の促進

#### ○現状と課題

本町の障害のある人の集いである「やまびこ倶楽部」は、共同作業や創作活動、体験事業などを通じて障害のある人同士が楽しみながら学び、交流する場となっています。

土佐町身体障害者協議会は、研修会や交流会を通じて障害のある人やその家族同士がつながりを強める活動をしています。

嶺北地区精神障害者家族会は、介護者の高齢化とともに、家族会活動への参加が減少し、主体的な活動が行いづらいという現状があります。

アンケート調査では、障害のある人が住み慣れた地域で暮らすには、「いろいろな活動(趣味や交流など)の場があること」が必要であるとの声がありました。

障害のある人のスポーツや文化活動等への参加を促進するとともに、地域活動等へ参加しやすい環境づくりが必要です。

#### - 施策の方向性 -

- ・障害のある人に対して、地域・社会活動への参加を促進するとともに、地域における様々な人の「生きがいつくり」「活動の場づくり」に取り組みます。
- ・地域の人々との交流を図り、障害のある人が地域で孤立することを防ぎます。

#### ○施策の展開

1	<b>地域活動・社会活動への参加促進</b>
	障害のある人が地域社会の一員として地域活動や社会活動に参加できるよう、参加の場を提供します。 また、障害のある人の地域活動や社会活動を支援するため、ボランティアの確保などの支援体制の整備・充実に努めます。
2	<b>障害者団体の育成・活動支援</b>
	土佐町身体障害者協議会及び嶺北地区精神障害者家族会への支援を通じて、障害のある人とその家族らが集い、同じ悩みを語り合い、互いに支え合う活動を促進します。
3	<b>障害のある人が参加しやすい環境づくり・情報の周知</b>
	文化芸術活動やスポーツ活動への参加などの余暇活動の充実は、障害がある人の社会参画の推進や、生活の質(QOL)の向上に欠かすことのできない要素であるため、移動支援などの参加しやすい環境づくりや、各種情報提供に努めます。

## 4 情報提供・コミュニケーション支援の充実

### ○現状と課題

本町では、必要な情報が的確に伝わり、誰もが必要な情報を入手することができるよう、個々の障害特性に配慮した方法による情報提供に努めています。

障害のある人が必要な情報を適切に入手できるように、情報提供体制の整備を図るとともに、コミュニケーションを図ることに支障がある障害のある人が自立生活や社会参加ができるように支援の充実が必要です。

#### - 施策の方向性 -

- ・ 障害のある人が必要な情報を適切に入手できるように、情報提供体制の整備を図ります。
- ・ 障害がある人のうち、コミュニケーションを図ることに支障がある人が自立生活や社会参加ができるように、要約筆記・手話通訳・失語症向け意思疎通支援者派遣等の方法によりコミュニケーションの支援を行います。

### ○施策の展開

1	<b>情報バリアフリーの促進</b>
	必要な情報が的確に伝わり、誰もが必要な情報を入手することができるよう、個々の障害特性に配慮した方法による情報提供に努めます。 障害福祉に関連する制度やサービスの改正があった場合、「広報とさちょう」等でわかりやすくその内容を紹介します。
2	<b>コミュニケーション支援の充実</b>
	障害のある人のコミュニケーション支援に対するニーズに応え、各種支援体制の充実に努めます。

## 基本目標3 地域生活を支える体制の充実

### 1 権利擁護の推進

#### ○現状と課題

土佐町社会福祉協議会が権利擁護事業を実施しており、日常生活費の管理・書類預かり・福祉サービス利用の援助等を行っています。令和5(2023)年度は、知的障害者1名、精神障害者2名が日常生活支援費の管理制度を利用しています。

今後も障害のある人が地域で安心して生活できる仕組みづくりが必要です。

#### - 施策の方向性 -

- ・障害のある人の権利を擁護する制度の利用促進・普及を図ることにより、障害のある人の権利を守り、地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

#### ○施策の展開

1	<b>成年後見制度の利用促進</b> 知的障害や精神障害のある人等の財産管理や、契約時における権利保護を目的とした成年後見制度の普及を図ります。
2	<b>日常生活自立支援事業の利用促進</b> 判断能力が十分でない本人に代わって金銭管理や福祉サービスの利用手続きの援助・代行などを行う「日常生活自立支援事業」について、社会福祉協議会等と連携し、支援が必要な障害のある人に対して、利用を促進します。
3	<b>虐待の防止</b> 家庭訪問の実施や関係機関との連携による情報収集、相談窓口の体制強化等、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を発見した場合は児童相談所等の関係機関と速やかに連携し、適切な対応を行います。
4	<b>差別の禁止</b> あらゆる機会・場を活用して町民の人権意識の高揚を図るとともに、「障害者差別解消法」が定める差別の禁止について普及啓発を図ります。

## 2 保健・医療・介護サービスとの連携強化

### ○現状と課題

健康は生活全体の基礎となるものであり、安心して充実した生活を送るためには、健康の保持・増進が大切です。

また、障害のある人についても高齢化が進んでいることから、介護保険事業との連携等による高齢化への対応も必要です。

障害の有無にかかわらず、すべての人が健やかに暮らし、疾病を抱えることになってもその人らしく生活できるよう、今後もライフステージに応じた保健・医療サービスを提供していくことが求められています。

#### - 施策の方向性 -

- ・保健・医療関係機関との連携・協力により、早期発見・早期療育やリハビリテーション事業、疾病や介護を要する状態にならないための予防医療や、障害のある人が健康に暮らしていけるための体制づくりに取り組み、地域で生活する人々が安心して暮らせるよう努めます。
- ・介護保険事業との連携を図り、「共生型サービス」による介護が必要な高齢者も障害のある人も支援します。
- ・精神障害のある人に対する保健・医療・福祉施策、さらに、うつ病をはじめとする精神疾患に関連した自殺予防、児童思春期の心の問題など社会のニーズを踏まえ、町民の心の健康づくりへの取り組みを充実させます。
- ・「地域福祉計画」や「高齢者保健福祉計画」等の諸計画とも一体的に推進していきます。

## ○施策の展開

1	<p><b>障害の予防・早期発見体制の充実</b></p> <p>乳幼児から高齢者まであらゆるライフステージにおける取り組みを推進し、障害の原因となる疾病の予防を図るとともに、障害を早期に発見・対応できる体制の構築に努めます。</p> <p>また、社会福祉協議会と連携し、うつ病・ひきこもりなどの早期発見・対応の体制づくりに努めます。</p>
2	<p><b>適切な医療・リハビリテーションの充実</b></p> <p>障害のある人が歯科診療やその他の疾病で必要な医療サービスを身近で受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び関係機関の協力のもと、地域医療の充実を促進します。</p>
3	<p><b>精神保健対策の充実</b></p> <p>障害福祉サービスや相談支援を通じて精神障害のある方を支援するほか、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、精神障害のある方などが地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。</p> <p>また、町民の心の健康づくりに配慮し、心の健康の保持増進及び自殺対策などの各種対策を充実させます。</p>
4	<p><b>必要な保健・医療を受けられる環境づくりの推進</b></p> <p>土佐町福祉医療費助成等、医療が必要な障害のある方が安心して適切な医療が受けられるよう各種給付制度の活用について情報提供を行います。</p> <p>また、障害者総合支援法に基づき、障害を除去、軽減するために必要な更生医療や育成医療の給付を行います。</p>

### 3 安定した暮らしへの支援

#### ○現状と課題

地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活支援事業の充実に取り組んでいます。

その一環として、住宅改修費用援助や、運転免許取得・自動車改造支援など、必要なサービスの確保に努めていますが、本町ではニーズの少なさからサービスの確保が難しいものもあります。

アンケート調査では、「介護をする人がいない」と回答した人もみられたことから、在宅生活支援サービスを提供するとともに、地域で見守り、必要に応じて専門機関につないでいく取り組みを充実させていく必要があります。また、今後の希望する暮らし方としては、家族や親戚との在宅での暮らしを望まれる方が多いため、在宅での生活・介護のために、居宅サービスの確保・充実はもとより、相談支援事業の充実によりサービス等の質の向上を図っていくことやレスパイトケアの更なる充実が必要です。

障害のある人が地域で暮らしていくための負担軽減は十分とはいえず、安心して暮らすことができていない実態があります。SDGsの理念である「誰一人取り残さない」を実現するためにも、指定相談支援事業所である土佐町社会福祉協議会と連携して相談支援体制の充実に努めていくことが必要です。

#### - 施策の方向性 -

- ・ 障害のある人ができる限り地域の中で自立して生活できるよう、在宅生活を送る上で必要とされる各種サービスを量的・質的に充実させるとともに、地域での生活が困難な人が安心して生活できる場としての施設サービスの確保に努めます。
- ・ 障害のある人が安心して安定した生活を送れるよう、情報提供や相談支援の充実に努めるとともに、各種年金・手当等の利用促進を図ります。

## ○施策の展開

1	<p><b>自立支援のためのサービスの充実</b></p> <p>「障害者総合支援法」による各種サービスや、地域生活支援事業の円滑な提供を図り、障害のある人の在宅生活を支えます。サービス提供にあたっては、年々多様化、高度化しており、その家族のニーズに対応する支援体制の整備に努めます。</p>
2	<p><b>施設サービスの充実</b></p> <p>障害のある人や家族に対し、日中活動の場、あるいは夜間の生活の場という障害者施設の役割について意識啓発を進め、施設の有効利用を推進するとともに、障害がある人の意向を尊重しながら、入所(入院)者の地域生活への移行を促進します。</p>
3	<p><b>相談支援体制の充実</b></p> <p>障害のある人が適切な情報提供を受け、自己選択・自己決定により各種サービスや制度を有効に活用できるよう、ライフステージのすべての段階に対応したきめ細かな相談体制を充実させます。</p> <p>①相談支援の充実</p> <p>障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、個々の幅広いニーズへのきめ細やかな相談に応じることができるよう、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、必要な人には個別支援計画を作成し、関係機関同士における共有、必要に応じたケースカンファレンスの実施など、計画的・総合的・統一的な支援を進めます。</p> <p>②障害者相談員活動の充実</p> <p>身体障害者相談員や知的障害者相談員、民生委員・児童委員への研修の充実をはじめ、健康福祉課や教育委員会・学校に従事する職(教)員に対して、精神障害者、発達障害も含めた障害全般への一層の理解と資質の向上に努めます。</p> <p>③民生委員・児童委員との連携</p> <p>地域における支援対象者の把握や見守り活動を積極的に行っている民生委員・児童委員との連携を強化し、相談への対応や各種サービスに関する情報提供などを行います。</p>
4	<p><b>生活安定支援の充実</b></p> <p>社会状況や障害のある人のニーズを踏まえながら、経済的自立を支える各種制度の充実を図ります。</p> <p>また、積極的に制度の周知と対象者の把握に努め利用を促進します。</p>

## 基本目標4 安全な生活環境の整備

### Ⅰ 地域安全対策の充実

#### ○現状と課題

近年、全国各地で地震や風水害等の災害が発生していますが、障害により、災害発生時の避難や避難所での生活に支障がある方は大きな不安を抱えているケースが多く、障害の特性に配慮した防災対策が課題となっています。

アンケート調査では、「災害時に、ひとりで避難できるか」という問いに対し、「できない」と回答した人は、33.1%となっています。そのため、災害時における要配慮者の事前把握や、災害弱者にも対応した避難所（福祉避難所）の整備が必要です。

また、障害のある人は犯罪や消費者トラブルにあっても、被害にあっていることに気付きにくい場合や、自らが問題を抱え込み周囲に相談しない場合があります。そのため、行政はもとより、警察等の関係機関や地域住民などを含めた、地域ぐるみでの見守り体制が必要です。

#### - 施策の方向性 -

- ・災害時要配慮者を守るため、地域防災計画に基づいた防災対策について検討するとともに、地域の関係団体や組織、ボランティアなどとの横断的な連携により、災害時における避難誘導、安否確認などの支援体制づくりを進めます。
- ・障害のある人に対する犯罪や事故から守るため、地域ぐるみで地域の安全・安心を確保する体制の整備と活動展開を図ります。

#### ○施策の展開

1	<b>防災対策の推進</b> 障害のある人の災害時の不安を解消するために、日頃から災害に備え、防災知識の普及や災害時の適切な情報提供、地域住民の協力による安全確保体制の充実とともに、災害弱者への配慮を含めた避難所の整備を図ります。
2	<b>災害時要配慮者対策の充実</b> 各地区自主防災組織の早期結成や要配慮者台帳の作成など、土佐町社会福祉協議会と民生委員を中心とする見守りネットワークとの連携を図りながら、障害のある人や高齢者、乳幼児等の「災害時要配慮者」の見守り体制の充実に取り組みます。また、災害時における避難誘導、安否確認などの支援体制づくりを進めます。
3	<b>生活安全対策の推進</b> 交通安全、人権問題、悪徳商法等に関する定期的な情報提供、講座の開催などを通じて、障害のある人や高齢者などの安全な暮らしに必要な知識の普及啓発に取り組みます。 また、見守り活動により地域ぐるみで地域の安全・安心を確保する体制の整備を図ります。

## 2 暮らしやすい生活環境の推進

### ○現状と課題

住宅設備のバリアフリー化は、障害のある人はもちろんのこと、高齢者にとっても暮らしやすいことから、町としても「暮らしやすさ」「バリアフリー」に重点を置いた住宅環境の整備が必要です。

また、通院のための移動に係る支援として、福祉タクシーや高齢者通院バス事業のほか、「チョイソコ<sup>※1</sup>」事業などを行っており、移動手段の確保に関する経済的な負担軽減を図っています。

障害のある人が住み慣れた地域で暮らしていくために、生活環境の更なる整備が必要です。

#### - 施策の方向性 -

- ・障害のある人が生きがいや彩<sup>いろど</sup>りのある充実した生活を実現するには、快適性と安全性が十分に保障され、不安を抱くことなく常に安心して過ごせる日常生活環境及び活動空間の整備が求められます。
- ・このため、障害のある人への配慮がなされた居住環境の整備や公共的施設のバリアフリー化、歩行空間の整備、移動・交通対策を推進します。

### ○施策の展開

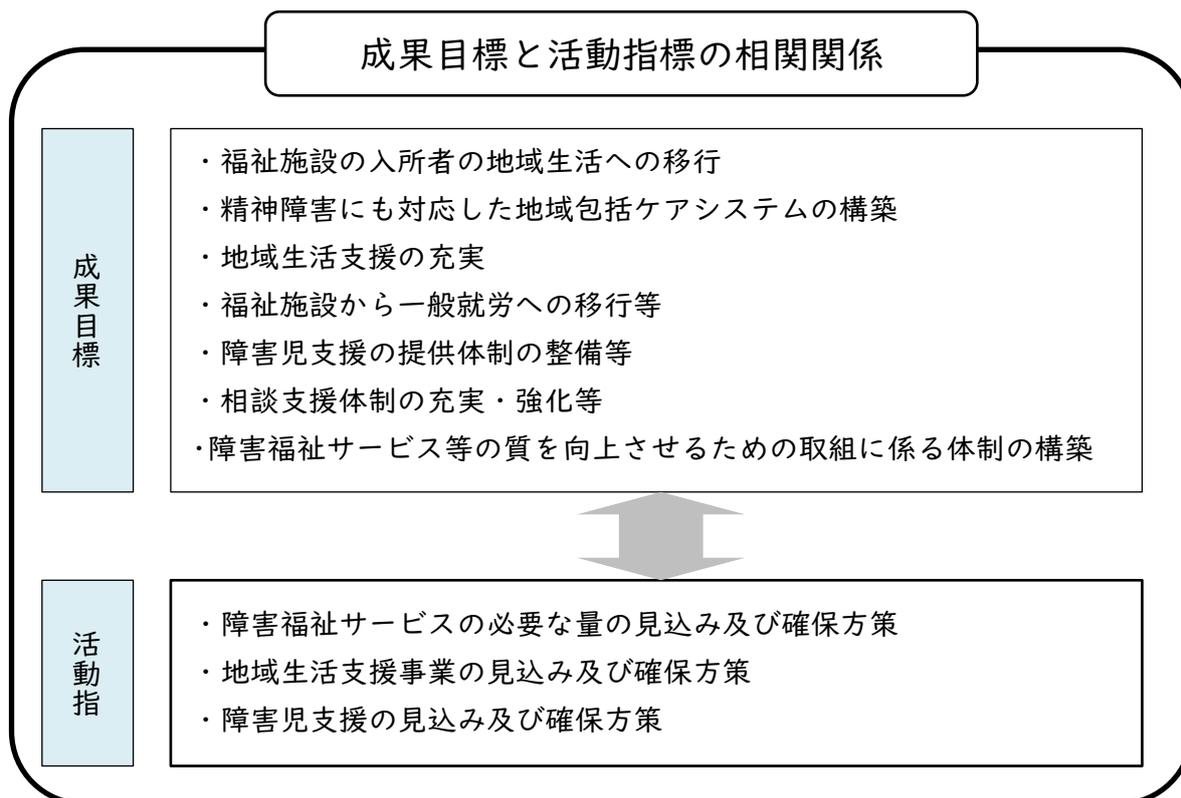
1	<b>住まいづくり・まちづくりの推進</b> 障害のある人が快適に安心して生活できるよう、住まいやまちづくりにおけるバリアフリー化等に努めるとともに、障害のある人の住宅・居住に係る相談体制を整備します。 また、障害のある人が住みやすい住宅環境整備を促進するため、住宅改修の支援や障害に配慮した町営住宅の充実に努めます。
	<b>移動・交通対策の推進</b> 障害の有無に関わらず、すべての町民が、快適にかつ安心して外出・移動できるよう、歩道や建物の段差の解消など歩行空間のバリアフリー化に努めます。 また、障害のある人の社会参加を促進するため、移動が困難な人が日常生活の中で安心して移動できるよう、福祉タクシー事業、交通機関における運賃割引・助成制度など、経済的な負担の軽減を図ります。 今後、高齢化がさらに進むと、外出が困難になる障害のある人が増加することが予想されるため、新たな地域公共交通の仕組みづくりに取り組みます。

※1 チョイソコ：土佐町が実施している移動手段の確保や外出支援のための事業のこと。会員登録制・事前予約制で、自宅付近から目的地まで乗合で送迎をするサービスを実施している。

## 第5章 成果目標と活動指標

### 1. 成果目標と活動指標の設定について

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8(2026)年度を目標年度とする成果目標を設定します。また、成果目標を達成するための活動指標を計画に見込みます。



## 2. 令和8年度に向けた成果目標の設定

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【目標の概要】

令和4(2022)年度末時点の施設入所者のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和8(2026)年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

#### 【目標の設定】

##### - 国の基本指針 -

#### ①地域生活に移行する人数

令和8(2026)年度末時点で、令和4(2022)年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

#### ②施設入所者数の削減

令和8(2026)年度末の施設入所者数を令和4(2022)年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

##### - 本町の考え方 -

令和4(2022)年度末時点で施設入所中の4名はいずれも重度の知的障害があるため、令和8(2026)年度末までに地域生活へ移行する見込みの者はありません。

施設入所者は入所期間が長期化しやすい傾向があるため、グループホームを含めた地域での住居の確保や、地域生活に移行した方を地域ぐるみで支える仕組みなどを検討する必要があります。

#### 【成果目標】

項目	数値
【実績】令和4年度末時点の施設入所者数	4人
【目標】令和8年度末までの地域生活移行者数	0人
【目標】令和8年度末までの施設入所者数の削減	0人

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【目標の概要】

精神に障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

計画的に地域の基盤を整備するとともに、広域及び市町村ごとの保健、医療、福祉関係者及び当事者による協議の場を設置し、精神科医療機関、その他の医療機関、地域支援事業者、市町村等の重層的な連携による支援体制を構築するために目標を設定します。

### 【目標の設定】

#### - 国の基本指針 -

令和8(2026)年度末までにすべての市町村ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。

医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましく、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置とします。

#### - 本町の考え方 -

保健、医療、福祉関係者による協議の場について、既存のれいほく地区障害者自立支援協議会を活用し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

### 【成果目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	10回	10回	10回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援利用者数	0人	0人	0人
精神障害者の地域定着支援利用者数	0人	0人	0人
精神障害者の共同生活援助利用者数	2人	2人	2人
精神障害者の自立生活援助利用者数	0人	0人	0人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	0人	0人	0人

### (3) 地域生活支援の充実

#### 【目標の概要】

障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点について、その機能の充実を図ります。

#### 【目標の設定】

##### - 国の基本指針 -

#### ①地域生活支援拠点等有する機能の充実

令和8(2026)年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

#### ②強度行動障害者への支援体制の充実

令和8(2026)年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

##### - 本町の考え方 -

既存のれいほく地区障害者自立支援協議会を活用し、平成31(2019)年3月に嶺北4町村で整備した地域生活支援拠点(面的整備型)において、支援の実績等を踏まえ、年1回運用状況を検証及び検討します。

強度行動障害を有する者に関しては、健康福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員が連携し、日々の業務を通じてその状況や支援ニーズの把握に努めます。

#### 【成果目標】

項目	数値
【目標】令和8年度末の地域生活支援拠点の整備	圏域に1箇所
【目標】令和8年度末の強度行動障害を有する者に対する支援体制の構築	有

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 【目標の概要】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8(2026)年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

### 【目標の設定】

#### - 国の基本指針 -

#### ①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

令和8(2026)年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。

#### ②就労移行支援事業利用終了者における一般就労へ移行

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

#### ③就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数について、令和8(2026)年度の利用者数を令和3(2021)年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

#### ④就労定着支援事業所ごとの就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

#### - 本町の考え方 -

本町では、町内での一般就労を希望しても、その受け皿となる企業等が少ないため、就労に結び付かないのが現状です。そのため、関係機関等の協力を得ながら、町外の就労先も選択肢の一つとして一般就労へ向けての支援を行っていきます。

### 【成果目標】

項目	数値
【目標】令和8年度末時点の一般就労移行者数(就労移行支援事業を利用)	1人
【目標】令和8年度末時点の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	0人
【目標】令和8年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	0人
【目標】令和8年度末時点の一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	0人

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### 【目標の概要】

障害のある子どもを支援する体制を確保するため、児童発達支援センター等での専門的な支援体制等、地域支援のあり方を計画的に位置づけます。

### 【目標の設定】

#### - 国の基本指針 -

#### ①児童発達支援センターの設置

令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

#### ②障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築

令和8(2026)年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

#### ③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8(2026)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

#### - 本町の考え方 -

児童発達支援センターについては、人口規模や専門人材の確保等を考えると町単独での設置は難しいため、中央東圏域にある児童発達支援センターにその役割を担っていただけるよう、連携して取り組んでいきます。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても、必要に応じて本町または近隣市町村でサービスを利用できるよう、圏域の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

また、これらは嶺北地域全体の課題でもあるため、れいほく地区障害者自立支援協議会においても協議しながら検討していきます。

### 【成果目標】

項目	数値
【目標】令和8年度末までの、児童発達支援センターの設置数	圏域に1箇所
【目標】令和8年度末までに、保育所等訪問支援の利用体制の構築	有
【目標】令和8年度末までの、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	圏域に1箇所
【目標】令和8年度末までの、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	圏域に1箇所
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### 【目標の概要】

従来の身体障害、知的障害及び精神障害に加え、難病、発達障害、強度行動障害等の新たな障害様態が生まれているほか、障害のある人のニーズや抱える問題も多様化していることから、相談支援にも高度で専門的な知見が必要となっています。

相談支援は、障害のある人等が希望する暮らしを送るために欠かせない重要な役割を担っているため、関係機関と連携しながら、相談支援体制の更なる充実・強化に取り組みます。

### 【目標の設定】

#### -国の基本指針-

#### ①相談支援体制の強化

令和8(2026)年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

#### ②個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

#### -本町の考え方-

本町の指定特定相談支援事業所である土佐町社会福祉協議会をはじめ、地域包括支援センター（権利擁護・高齢者虐待防止）、保健師等が連携し、どこからでも、どのような相談でも受け止められる相談窓口機能が構築できており、今後も情報共有を密に行うなど、連携して相談支援を行います。専門的な助言等が必要な場合には、県や医療機関などの専門機関から協力が得られるよう、相談支援体制の更なる充実に取り組みます。

また、れいほく地区障害者自立支援協議会において、相談支援事業所の参画による事例検討会（相談支援部会）を年1回以上実施します。

### 【成果目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回以上	1回以上	1回以上
相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	1件	1件

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【目標の概要】

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することがより一層求められることから、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

### 【目標の設定】

#### - 国の基本指針 -

令和8(2026)年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

#### - 本町の考え方 -

今後においても職員が研修等を活用し、障害福祉サービスに係る知識を習得して業務にあたります。

### 【成果目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	2人	2人	2人

### 3. 障害福祉サービスの必要な量の見込み及び確保方策

#### (1) 障害福祉サービスの概要

サービス名	サービスの内容
①訪問系サービス	
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯などの支援を実施。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者に介助や外出時の移動の支援などを提供。
同行援護	視覚障害者で移動に著しい困難を有する障害者等の外出に同行し、必要な移動の援護、代筆・代読等必要な視覚的情報の支援などを提供。
重度障害者包括支援	重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者に居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供。
②日中活動系サービス	
生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障害者に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供。
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施。
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障害者・精神障害者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施。
就労選択支援	障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を実施。
就労移行支援	一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等が見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施。
就労継続支援(A型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結び付かない障害者や就労経験のある障害者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいた就労の機会の提供や、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けての支援を実施。

サービス名	サービスの内容
就労継続支援(B型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結び付かない障害者や、一定年齢に達している障害者等に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けての支援を実施。
就労定着支援	一般就労した障害のある人の就労に伴う生活面の課題に対応できるように、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者に、病院等への入院による医学的管理の下で、食事や入浴等の介護を提供、日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援を実施。
短期入所	自宅で介護を行う方が病気などの理由により、介護を行うことができない場合に短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護を行うサービス。障害者支援施設等において実施可能な「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能「医療型」がある。
③居住系サービス	
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等に、理解力、生活力等を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や利用者からの相談・要請に応じた随時の対応を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を実施。
施設入所支援	施設入所者に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供。
④相談支援等	
計画相談支援	障害者が福祉サービスを適切に利用できるよう、障害者の依頼を受け、その意向や事情を勘案して利用するサービスの種類や内容等に関する「サービス利用計画」の作成を行う。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している障害者等が地域における生活に移行するための支援を提供。
地域定着支援	施設や病院を退所・退院もしくは家族との同居からひとり暮らしに移行したなどで、地域生活に不安がある障害者が地域に定着できるよう支援を提供。

## (2) 障害福祉サービスの必要量の見込み

障害福祉サービスは、障害者総合支援法のサービス体系の基幹を構成するものです。障害のある人の自立支援を推進する観点から、サービスの主たる体系を「介護サービスを受けて自立的な地域生活を支援する／訪問系サービス」、「社会参加して自己実現する／日中活動の場」、「住まう／生活の場」の3分類に整理することができます。また、これらのサービスを適切に調整し、障害のある人の自立した生活を支えるためには、ケアマネジメントによる相談支援が必要です。

必要量の見込みにあたっては、現在の状況を踏まえ、利用者や事業者のニーズや意向、障害のある人の将来動向、基本目標の計画目標値などを総合的に勘案して、必要量を見込みました。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①訪問系サービス				
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間/月	36	36	36
	人/月	4	4	4
②日中活動系サービス				
生活介護	人日/月	155	155	155
	人/月	8	8	8
うち重度障害者	人日/月	66	66	66
	人/月	3	3	3
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
就労選択支援	人/月	-	0	0
就労移行支援	人日/月	0	8	0
	人/月	0	1	0
就労継続支援(A型)	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
就労継続支援(B型)	人日/月	358	358	358
	人/月	20	20	20
就労定着支援	人/月	0	0	0
療養介護	人/月	1	1	1
短期入所(福祉型)	人日/月	8	8	8
	人/月	2	2	2
うち重度障害者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
②日中活動系サービス(続き)				
短期入所(医療型)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
うち重度障害者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
③居住系サービス				
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	18	18	18
うち重度障害者	人/月	0	0	0
施設入所支援	人/月	5	5	5
④相談支援等				
計画相談支援	人/月	9	9	9
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

### (3) 障害福祉サービスの必要量確保の方策

障害者施策のビジョンの実現に向けて、事業所と町の協働のもと指定障害福祉サービスの必要量の確保に努め、その確保のための具体的方法や施策については検討議論を踏まえ、展開していきます。

#### ①訪問系サービス

既存のサービス提供事業者と連携して、質の高いサービスの持続的な提供に取り組みます。また、地域生活を支える訪問サービスの提供量の拡大に向けて、嶺北広域全体でサービス提供事業者の参入を働きかけていきます。

#### ②日中活動系サービス

生活介護は、事業者と連携して質の高いサービスの持続的な提供に取り組みます。就労継続支援(A型)は、嶺北広域全体でサービス事業者の参入を検討していきます。

療養介護は、サービス提供のため医療機関などとの調整に努めます。

短期入所は、今後も現行体制を維持しながら、事業者と連携して、質の高いサービスの持続的な提供に取り組みます。

### ③居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）から地域生活に移行する用件として、住宅の確保は必要不可欠な要件であり、特に精神障害者や知的障害者の住宅の確保は重要な課題となっているため、事業者と連携して質の高いサービスの持続的な提供に取り組めます。

現在、町営住宅においても精神障害者や知的障害者を含めた障害者対応の住宅を整備し、今後もバリアフリー化を図ります。

施設入所支援については、事業者と連携して質の高いサービスの持続的な提供に取り組めます。

### ④相談支援等

本町では、平成 26（2014）年度より、相談支援事業所を「土佐町社会福祉協議会相談支援事業所」に委託しており、障害のある人の多様な生活課題等の相談について、対応していただいています。相談支援事業所と連携して、障害のある人の支援体制を確保します。

## 4. 地域生活支援事業の見込み及び確保方策

地域生活支援事業は、指定障害福祉サービスとともに、障害のある人の自立と社会参加を支援するための両輪となっていくものです。

本町に住まう障害のある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスを補完する事業として「地域生活支援事業」を実施します。

### (1) 地域生活支援事業の概要

「地域生活支援事業」は、法令による必須事業及び任意事業により構成されます。

サービス名	サービスの内容
<b>【必須事業】</b>	
①理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業。
②自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行うボランティア活動等を支援する事業。
③相談支援事業	一般的な相談支援に加え、地域活動支援事業として必要な方へのケアマネジメントなどを行う相談支援事業が市町村の必須事業として位置づけられ、民間の相談支援事業者を指定し、委託も可能である。市町村相談支援機能強化事業・居住サポート事業など。
④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用、または利用しようとする知的障害者・精神障害者に、成年後見制度の利用に必要な経費のすべてまたは一部補助を行う事業。
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体等に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業。
⑥意思疎通支援事業	聴覚障害者等のための意志疎通を仲介するための支援で、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業・手話通訳設置事業・読み書き支援員派遣事業・失語症向け意思疎通支援者派遣事業。
⑦日常生活用具給付等事業	障害者等に対し、障害の程度に合わせて、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行う事業。
⑧手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業。
⑨移動支援事業	身体障害者、知的障害者、精神障害者の外出の際の移動支援。

サービス名	サービスの内容
⑩地域活動支援センター機能強化事業	<p>【基礎的事業】</p> <p>障害のある人に創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。</p> <p>【機能強化事業】</p> <p>I型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。</p> <p>II型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>III型：概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業です。</p>
<p>【任意事業】</p>	
①日中一時支援	<p>障害者に施設等で、宿泊をとまなわない日帰りの活動の場を提供し、必要な支援を行う。</p>
②自動車運転免許取得・改造助成事業	<p>障害のある人に対して、自動車運転免許の取得及び自動車のハンドル、アクセル及びブレーキ等の改造をするのに必要な費用の一部を助成することで、障害のある人の社会参加を支援します。</p>

## (2) 地域生活支援事業の必要量の見込み

障害がある人の地域での豊かで文化的な生活を確保するために、「障害福祉サービス事業」とともに、地域の実情や特性を踏まえてサービスを提供します。

地域生活支援事業の必要量は、現在の状況を踏まえ、利用者のニーズや意向、障害がある人の将来動向などを総合的に勘案して見込みました。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>【必須事業】</b>				
①理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無
②自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無
③相談支援事業				
①相談支援事業				
ア 障害者相談支援事業	実施有無	有	有	有
イ 地域自立支援協議会	設置有無	有	有	有
②相談支援機能強化事業	実施有無	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業	実施有無	無	無	無
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無
⑥意思疎通支援事業				
①手話通訳者派遣事業	利用者数 人/年	0	0	0
②要約筆記派遣事業	回数 回/年	1	1	1
③失語症向け意思疎通支援者派遣事業	利用者数 人/年	0	0	0
⑦日常生活用具費給付事業				
①介護訓練支援用具	件/年	1	1	1
②自立生活支援用具	件/年	2	2	2
③在宅療養等支援用具	件/年	0	0	0
④情報・意志疎通支援用具	件/年	1	1	1
⑤排せつ管理支援用具	件/年	60	60	60
⑥住宅改修費	件/年	1	1	1
⑧手話奉仕員養成研修事業	実施有無	無	無	無
⑨移動支援事業	実施有無	無	無	無
⑩地域活動支援センター機能強化事業	実施有無	無	無	無
<b>【任意事業】</b>				
①日中一時支援事業	人	1	1	1
②自動車運転免許取得・改造助成事業	人	0	0	1

### (3) 地域生活支援事業の必要量確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供について、基本的な方策として民間事業者の参入を促すとともに、必要なサービスの量と質を確保し、利用者が必要に応じたサービスの選択が可能となるよう事業者間の連絡調整・情報共有を図っていきます。

#### 【必須事業】

##### ①理解促進研修・啓発事業

障害に関する理解を深めるための取組を検討します。

##### ②自発的活動支援事業

多様な機関と連携した上でボランティア活動を活発化させ、地域福祉活動の更なる推進を行います。

##### ③相談支援事業

現行体制を維持しながら、さらに関係機関や中央東圏域の連絡会議などとの連携に努め、障害のある人の自立と地域生活をサポートする体制の充実に努めます。

##### ④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要だと思われる人に対して、制度の利用を支援するとともに、制度そのものの周知・啓発を行います。

##### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

実施団体に対する研修の実施など、制度に関する理解を深め、必要とする人に対する支援の強化を検討します。

##### ⑥意思疎通支援事業

今後のニーズに対応するため、ボランティア団体などと連携するとともに、嶺北広域で手話通訳者、要約筆記者などコミュニケーションを支援する人材の確保・発掘に努めます。また、嶺北広域での情報を共有し、事業の充実に努めます。

##### ⑦日常生活用具費給付事業

関係機関との連携を図り、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。また、「広報とさちょう」や相談支援事業などを通じて、事業の周知と利用促進を図ります。

##### ⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成し、聴覚に障害がある人のコミュニケーションの円滑化を図ります。

## ⑨移動支援事業

障害がある人の社会参加のため、移動支援事業の体制づくりに努めるとともに、地域生活支援事業以外の福祉タクシー等のサービスの利用勧奨、またサービス内容の充実を図り、障害のある人が必要に応じて外出ができるよう環境整備に努めます。

## ⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター事業は行われていませんが、町の保健事業であるデイケア事業の一つとして、2カ月に1回程度「やまびこ倶楽部」を開催、また町内の各地区であったかふれあいセンター事業を行っています。本町においては、日中活動の場が少ないため、障害のある人が安心して気軽に利用できる「集える場所」のニーズが高まることが見込まれます。しかしながら、土佐町単独での事業実施は困難であるため、近隣町村との共同実施も含めて検討していきます。

## 【任意事業】

### ①日中一時支援事業

高知市等も含め、広域でサービス提供事業者の情報収集・情報提供に努め、利用を希望する障害がある人の地域生活を支援します。

### ②自動車運転免許取得・改造助成事業

「広報とさちょう」や相談支援事業などを通じ、事業の周知と利用促進を図ります。

## 5. 障害児支援の見込み及び確保方策

### (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援等の概要

サービス名	サービスの内容
①障害児通所支援	
児童発達支援	障害児（未就学）を対象とした通所訓練施設。
放課後等デイサービス	主に小学生から高校生までの学校に通っている障害児が学校の帰りや夏休みなどの長期休暇に利用する訓練施設。
保育所等訪問支援	保育所等に2週間に1回程度訪問し、障害児や保育士に対して、集団生活に適応するための専門的支援を行う。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のある子どもに発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行うサービス。
②障害児相談支援等	
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）等の支援を行う。

(2) 障害児通所支援及び障害児相談支援等の必要量の見込み（月間）

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①障害児通所支援				
児童発達支援	人日/月	8	8	8
	人/月	2	2	2
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
保育所等訪問支援	人日/月	2	2	2
	人/月	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
②障害児相談支援				
障害児相談支援	人	1	1	1

(3) 障害児通所支援及び障害児相談支援等の必要量確保の方策

現在、障害児通所支援の上記サービスにおいては、土佐町内や嶺北地域内に事業所がありません。

今後は、嶺北地域または中央東圏域内や高知市など近隣市町村とも連携をとりながら、利用希望者が気軽に利用できるようなサービス提供体制の整備をしていきます。

#### (4) 子ども・子育て支援等の定量的な目標の設定

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある子どもが希望に沿った利用ができるよう、障害のある子どもの利用ニーズを踏まえ、受入体制として以下を目標とします。

##### 【定量的な目標設定】

種類	令和5年度 末実績	定量的な目標(見込)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	2人	2人	2人	2人
認定こども園	—	—	—	—
放課後児童健全育成 事業	—	—	—	—
地域型保育事業	—	—	—	—

## 第4章 計画の推進

### 1. 計画の周知

障害のある人が住み慣れた地域で、生き生きと積極的に社会参加でき、<sup>いそど</sup>彩りのある生活を実感することができる地域社会を実現するためには、地域住民の理解や協力を得ることが不可欠であることはいうまでもありません。

また、こうした地域共生社会に基づく本計画の実施にあたっては、障害のある人への支援に関わるすべての人々への周知徹底を図り、意識を啓発し、共通理解を得ながら取組を推進していくことが重要となります。

「広報とさちょう」やホームページに本計画の概要を掲載することをはじめとして、あらゆる媒体・機会の積極的活用を図り、本計画についての広報活動を全町的に展開します。

### 2. 計画の推進体制の確立

障害のある人を支える各種施策は、福祉・保健の分野はもちろん、医療・教育・雇用・生活環境・情報通信・防災など全町的な推進が求められることから、町健康福祉課を調整役とした総合的な計画推進体制の整備に努めます。

### 3. 計画の進捗状況と検証の公表

#### (1) 計画進捗状況の検証

計画の実効性を高め、着実な推進を図るためには、事業の実施状況、目標達成状況を把握・検証し、その結果をその後の取組や計画の見直し等に反映させていくことが重要となります。

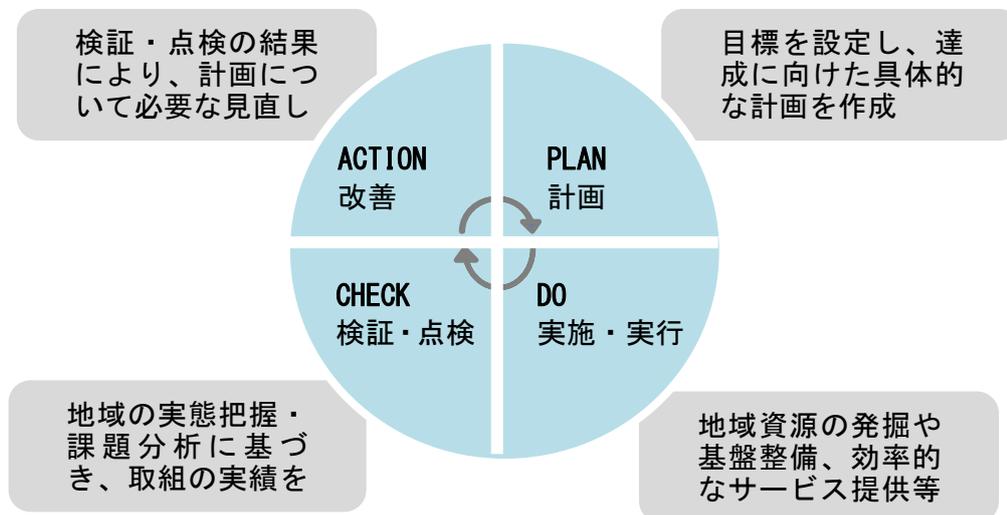
「土佐町 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 策定委員会」において、「土佐町障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」に基づき、各サービスの供給量や目標値の達成状況を年度ごとに検証、評価します。

#### (2) 検証・評価内容の公表

「土佐町 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 策定委員会」における検証・評価内容や提言等について町民に分かりやすく公表することに努めます。

### (3) 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、保健・医療・福祉に関して総合的な見地から推進状況を評価・確認していきます。



## 1. 策定経過

実施年月日	調査・会議等	内容等
令和5(2023)年 7月10日(月) ~7月31日(月)	アンケート調査の実施	配布数:275票、回収数:127票 (回収率:46.2%)
11月6日(月)	第1回 策定委員会の開催	・土佐町障害者計画、障害福祉計画、 障害児福祉計画の策定について ・今後のスケジュールについて
令和6(2024)年 1月29日(月)	第2回 策定委員会の開催	・土佐町障害者計画、障害福祉計画、 障害児福祉計画の策定について

## 2. 委員名簿

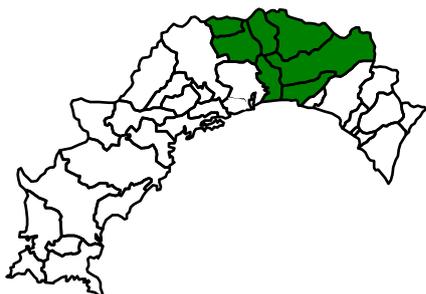
氏名	所属名・役職名	備考
上田 浩子	就労支援継続B型事業所『どんぐり』管理者	
島内 百合子	嶺北地区精神障害者家族会長	
和田 賢二	土佐町身体障害者協議会長	副委員長
和田 純一	土佐町民生委員・児童委員協議会長	委員長
宗崎 由香	高知県中央東福祉保健所健康障害課長	
伊藤 充恵	土佐町健康福祉課長	

※敬称略

### 3. 中央東圏域サービス基盤整備計画

## 中央東圏域

南国市 香南市  
 香美市 本山町  
 大豊町 土佐町  
 大川村



#### ◆ 圏域内の障害のある人の状況（R5.3.31 現在）

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	113,823		40,507	35.6%
身体障害者手帳交付者数	6,912	6.07%	5,507	79.7%
療育手帳交付者数	1,142	1.00%	172	15.1%
精神障害者 保健福祉手帳交付者数	1,042	0.92%	204	19.6%
（参考）自立支援医療（精神通院）受給者証交付件数 1,990 人				

※ 人口は、R5.3.1 現在（高知県人口推計調査より）

## 1 現状等

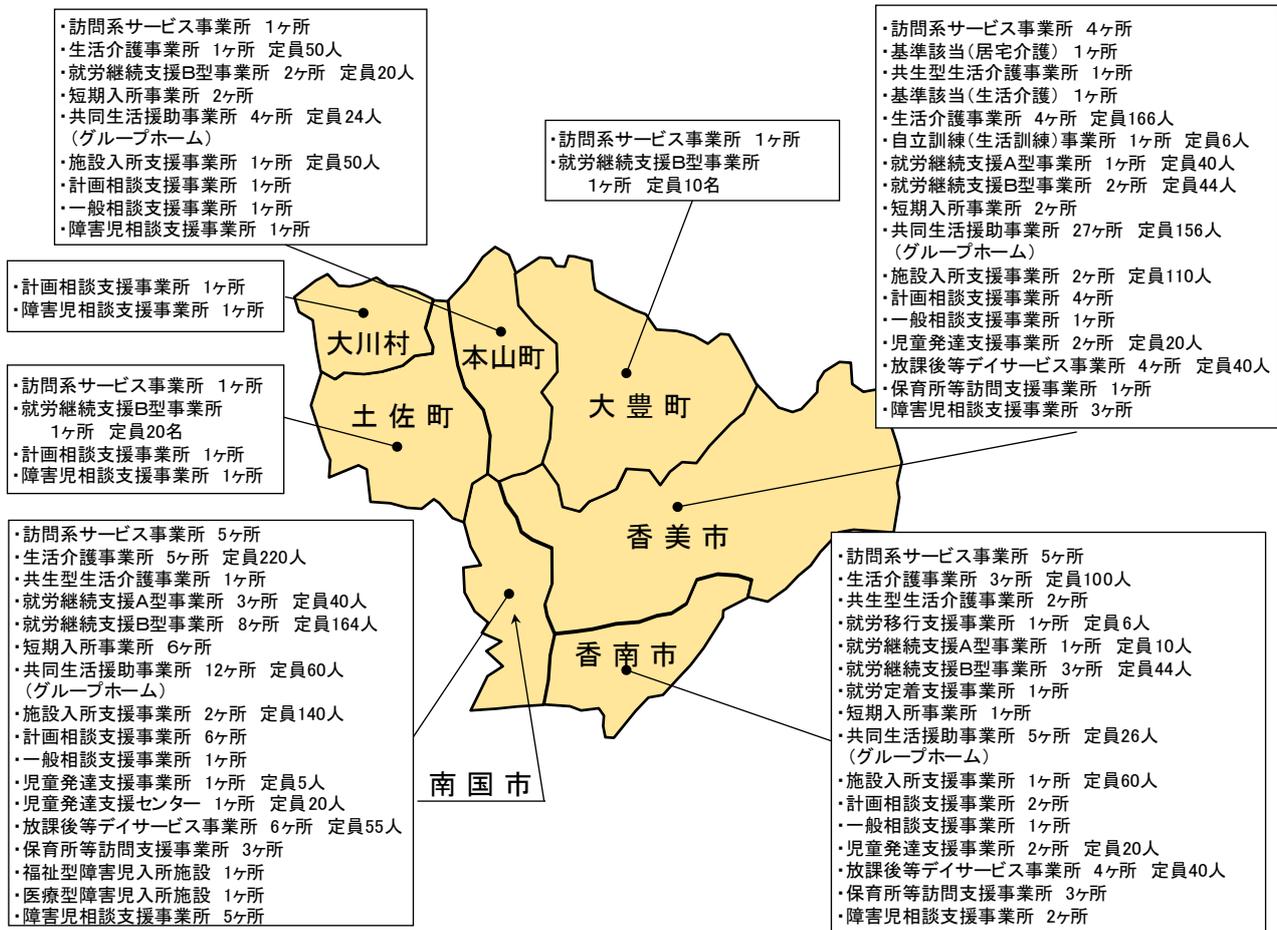
### (1) 圏域の現状と課題

- 平野部にある 3 市と中山間地域に位置する嶺北 4 町村では、利用者数やサービスの供給体制などに大きな差が見られます。
- 南国、香南、香美の 3 市では、障害福祉サービス事業所は比較的多いですが、一方で、新たな利用希望者の受け入れが困難な状況も見られ、サービス事業所（通所系・訪問系・居住系）全般で、利用者の障害特性の多様化や高齢化への対応が課題となっています。  
 嶺北地域は、通所サービス、訪問系サービスともに事業所が限られており、また移動手段の確保も難しい状況があります。さらに、事業所の整備や介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用など、身近な地域でのサービスの提供体制の確保が課題となっています。
- 就労支援については、農福連携を含め多様な就労先の確保や職場定着に向けて、市町村と教育（特別支援学校等）、労働分野等との連携の体制づくりが課題となっています。

- 他の圏域と比べてグループホーム等居住系サービスの整備は進んでいますが、体験利用等のニーズや、増加している新規の利用ニーズ等への対応が困難な状況にあります。今後も、新たに利用を希望する人が見込まれることから、事業所等と連携しながら、更に整備を進めていく必要があります。
- 特別支援学校等の卒後進路選択等にともない、重度の障害のある人の受け入れ先を確保することが困難なケースが見られます。その背景には、利用者の障害特性の多様化及び複雑化と相まって、事業所側のサービス受入体制や支援者等の人材確保と育成が課題となっていることが考えられます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの利用ニーズは年々増えてきています。圏域内に事業所も増えてきていますが、利用ニーズが充足できているとは言えない状況にあります。  
今後も、新たに利用を希望する人が見込まれることから、身近なところでの事業所整備等を進めていく必要があります。

(2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【 令和5年7月31日現在 】



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項目	目標値	備考
在宅生活等への移行者数	8人	第6期計画の目標値：4人 令和5年7月末時点の実績：7人
令和8年度末入所者数	191人	第6期計画の目標値：191人 令和4年度末時点の実績：196人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目標値	備考
令和8年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	13人	第6期計画の目標値：16人 令和4年度の実績：8人
令和8年度における就労移行支援事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	7人	令和4年度の実績：5人
令和8年度における就労継続支援A型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	4人	令和4年度の実績：3人
令和8年度における就労継続支援B型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	2人	令和4年度の実績：0人
令和8年度における就労移行支援事業等を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人で就労定着支援事業を利用する人の数	7人	

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
居宅介護	1,397 時間/月	1,396 時間/月	1,489 時間/月	1,585 時間/月	1,664 時間/月	1,742 時間/月
	103人	97人	101人	104人	109人	114人
重度訪問介護	197 時間/月	278 時間/月	350 時間/月	382 時間/月	382 時間/月	382 時間/月
	4人	4人	5人	5人	5人	5人
行動援護	— 時間/月	1 時間/月	2 時間/月	8 時間/月	8 時間/月	8 時間/月
	—人	1人	1人	3人	3人	3人
同行援護	129 時間/月	150 時間/月	144 時間/月	148 時間/月	148 時間/月	148 時間/月
	6人	7人	9人	9人	9人	9人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
生活介護	6,649 人日/月	7,094 人日/月	6,815 人日/月	7,071 人日/月	7,177 人日/月	7,306 人日/月
	325人	328人	334人	353人	358人	364人
自立訓練 (機能訓練)	111 人日/月	66 人日/月	82 人日/月	108 人日/月	108 人日/月	108 人日/月
	5人	3人	4人	5人	5人	5人
自立訓練 (生活訓練)	212 人日/月	141 人日/月	147 人日/月	162 人日/月	162 人日/月	105 人日/月
	11人	8人	9人	9人	9人	6人
就労選択支援	－人	－人	－人	－人	6人	6人
就労移行支援	203 人日/月	226 人日/月	130 人日/月	280 人日/月	300 人日/月	269 人日/月
	11人	13人	7人	17人	18人	16人
就労継続支援 (A型)	1,444 人日/月	1,593 人日/月	1,386 人日/月	1,411 人日/月	1,388 人日/月	1,363 人日/月
	74人	78人	72人	74人	72人	71人
就労継続支援 (B型)	5,501 人日/月	5,821 人日/月	5,542 人日/月	5,889 人日/月	6,064 人日/月	6,239 人日/月
	309人	315人	322人	337人	647人	357人
就労定着支援	5人	4人	4人	6人	6人	10人
療養介護	47人	47人	46人	47人	46人	45人
短期入所 【福祉型】	72 人日/月	120 人日/月	192 人日/月	219 人日/月	255 人日/月	291 人日/月
	9人	15人	23人	33人	39人	45人
短期入所 【医療型】	46 人日/月	72 人日/月	53 人日/月	64 人日/月	64 人日/月	64 人日/月
	10人	16人	14人	14人	14人	14人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
自立生活援助	－人	－人	－人	1人	1人	2人
共同生活援助 (グループホーム)	189人	208人	213人	225人	234人	243人
施設入所支援	195人	198人	197人	194人	193人	192人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
計画相談支援	280人/月	272人/月	196人/月	216人/月	217人/月	218人/月
地域移行支援	－人/月	－人/月	－人/月	3人/月	3人/月	4人/月
地域定着支援	－人/月	－人/月	－人/月	3人/月	3人/月	3人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

⑤ 障害児通所支援等

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
児童発達支援	405 人日/月	537 人日/月	425 人日/月	470 人日/月	480 人日/月	506 人日/月
	80人	89人	65人			
医療型 児童発達支援	5 人日/月	11 人日/月	9 人日/月	86人	88人	94人
	2人	3人	3人			
放課後等 デイサービス	2,518 人日/月	2,806 人日/月	3,039 人日/月	3,312 人日/月	3,612 人日/月	3,977 人日/月
	185人	210人	238人	318人	345人	377人
保育所等 訪問支援	63 人日/月	94 人日/月	117 人日/月	130 人日/月	140 人日/月	152 人日/月
	44人	73人	85人	80人	86人	93人

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
居宅訪問型 児童発達支援	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月
	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
障害児相談支援	112 人	118 人	79 人	92 人	104 人	116 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

## 2 必要なサービスの供給体制の整備

### (1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
生活介護	536 人	圏域内事業所利用見込者数	525 人	525 人	525 人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
自立訓練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>(5人)</b>	<b>(5人)</b>	<b>(5人)</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>(1ヶ所)</b>	—	—
自立訓練 (生活訓練)	6 人	圏域内事業所利用見込者数	3 人	2 人	2 人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
就労移行支援	6 人	圏域内事業所利用見込者数	8 人	13 人	8 人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>2人</b>	<b>5人</b>	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>1ヶ所</b>	—	—

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	90人	圏域内事業所利用見込者数	88人	87人	87人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
就労継続支援 (B型)	302人	圏域内事業所利用見込者数	340人	344人	352人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>38人</b>	<b>4人</b>	<b>8人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>1ヶ所</b>	<b>1ヶ所</b>	—

サービス種別	圏域内事業所数 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
短期入所	11ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	76人	81人	86人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>(76人)</b>	<b>(81人)</b>	<b>(86人)</b>

※「定員を超える利用見込数」の( )は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
共同生活援助 (グループホーム)	266人	圏域内事業所利用見込者数	233人	237人	240人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—

(3) 障害児通所支援等

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	65人	圏域内事業所利用見込者数(A)	73人	76人	81人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) A×6/22日	20人	21人	22人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
放課後等 デイサービス	135人	圏域内事業所利用見込者数(A)	186人	215人	245人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) A×3/5日	111人	129人	147人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	<b>12人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	<b>2ヶ所</b>

### 3 今後の取り組み

#### (1) サービス提供体制の充実

- 障害特性の多様化や重度化、高齢化などにより増加が見込まれる訪問系サービスのほか、短期入所やグループホームについては、利用者のニーズや利用量等を把握し、市町村と事業所の連携を図りながらサービスの充実に取り組んでいきます。  
一方でサービス利用に至らない障害のある人も少なからずみられるため、保健・医療・福祉などの関係者と連携し、障害のある人が身近な地域で安心して生活することができるよう、連携支援体制の整備に努めます。
- 市町村や社会福祉協議会、就労支援事業所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障害のある人が就労しやすい環境整備に取り組んでいきます。
- 嶺北地域では、身近なところでサービスが受けられるよう、事業所への通所手段の確保支援、介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用や他分野等と連携、あったかふれあいセンター事業の利用等を促進するなどして、サービスの提供体制を確保します。
- 障害児通所支援については、児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用ニーズを充足するために、保育所や学校、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所等と市町村との連携を進めるとともに、サービス提供体制の整備への支援や支援者の資質向上を推進します。
- 重度の障害があっても、できるだけ身近な場所でサービスを受けられるよう、市町村や各関係事業所と連携しつつ、サービス提供体制や人材確保の対策を支援します。

## (2) 住まいの場の確保

- 今後、グループホームの利用者が更に増加すると見込まれることから、市町村とともに、事業所等への働きかけや施設整備の補助制度などを活用して、グループホームの整備を進めます。

## (3) 地域における支援体制の充実

- 嶺北地域は、各町村がそれぞれ個別課題に取り組むとともに、4町村共同設置の自立支援協議会で広域の共通課題について検討することができるよう支援していきます。
- 南国、香南、香美の3市は、それぞれの自立支援協議会で個別課題に取り組むとともに、一市では解決できない共通課題の解決に向けた広域的な協議検討を支援していきます。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉などの関係者と連携し、障害のある人の地域生活に必要な支援の整備に向けた体制整備を行います。
- 障害のある子どもやその保護者の多様化するニーズを踏まえ、地域の中で成長できるよう、保健・医療・福祉・教育の各関係機関が連携した切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

第4期土佐町障害者計画  
第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画

---

令和6年3月発行

発行／土佐町

〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居 194

T E L 0887-82-2333